

## 平成27年第5回那須烏山市議会9月定例会（第2日）

平成27年9月2日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 4時35分

## ◎出席議員（18名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
秘書政策室長	福田光宏
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	網野榮
こども課長	齋藤進
農政課長	糸井美智子
商工観光課長	堀江功一
環境課長	薄井時夫

都市建設課長

高 田 喜一郎

学校教育課長

岩 附 利 克

生涯学習課長

佐 藤 新 一

文化振興課長

両 方 裕

◎事務局職員出席者

事務局長

水 沼 透

書 記

大 鐘 智 夫

書 記

塩野目 庸 子

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。平成27年第5回那須烏山市議会9月定例会2日目、一般質問初日でございます。本日も議会傍聴に足を運んでいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいま出席している議員は18名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 一般質問について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いいたします。

通告に基づき9番久保居光一郎議員の発言を許します。

9番久保居光一郎議員。

[9番 久保居光一郎 登壇]

○9番（久保居光一郎） 皆さん、おはようございます。ただいま議長より、発言の許可をいただきました9番の久保居光一郎でございます。また、傍聴席の皆さん、きょうもお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

きょう、出かける前に下野新聞を見てきましたら、8月の上旬は猛暑日が続いた。中旬からあまりすっきりしないお天気が続いているということでもございました。きょうから、一般質問が始まるわけでございます。きょうとあしたとあさつと、私を初めに12名の議員の方々が質問を行うことになっております。今回のこの一般質問を通して、本市がこの今のお天気のような曇り空から明るい展望が開ける、日差しが見られる、そんな議会になること、一般質問になることを期待して、私の質問に入らせていただきます。

私は、本庁舎整備について、那須烏山市歴史資料館（仮称）基本計画の概要について、JR烏山線利用向上を図るための対策についての3項目について質問をいたしたいと思っております。

まず初めに、本庁舎整備についてお伺いをするものであります。ことしの3月の市議会議員全員協議会において、那須烏山公共施設再編整備計画が我々に示されました。その第3章、公共施設の統合再編に向けた基本方針1には次のように明記されています。

まちづくりを進めていくためには、核となる庁舎の位置づけを明確化することが必要不可欠

です。まずは、まちづくりのシンボルとなる庁舎整備のあり方について優先的に検討を進めるとあります。また、庁舎整備のあり方を踏まえ、東日本大震災からの復旧及び効果的まちづくりの観点から、その他の公共施設の統合再編については、具体的に検討を進めると記されています。

本市の烏山庁舎と南那須庁舎は、平成24年に実施した耐震診断調査によると、残念ながら両庁舎とも耐震不足が指摘されているところでもあります。本庁舎は効果的なまちづくりを推進する中枢機能を担うだけでなく、市民サービスの向上を図る上でも、有事の際の防災拠点としても、大変重要な施設であります。

さらに申し上げれば、職員の職務の効率性や組織としての一体感の醸成を図る観点からしても、現状の市庁舎体制のままでは多くの支障を来しているものと考えているところでもあります。合併してはや10年、本庁舎の再編整備は、本市が直ちに取り組むべき1丁目1番地の最重要課題であると考えますが、どのようにお考えか市長の所感を伺うものであります。

あわせて、那須烏山市公共施設再編整備計画の中に、新庁舎の位置は烏山市街地とありますが、場所はどこを想定されているのか。既に市長が想定されている場所があればそれについても伺うものであります。

2つ目の質問は、那須烏山市歴史資料館（仮称）基本計画の概要について伺います。那須烏山市歴史資料館（仮称）基本計画の概要の中に、場所については烏山郷土資料館及び烏山図書館の立地場所に新築と明示されていますが、この建物は国の規定にある博物館法とか図書館法にのっとって建設されるものであるのか。また、その建設費用はどのくらいかかるのか。その概算についても市長の見解を伺うものであります。

本市には450年の歴史と伝統を誇る山あげ祭があり、その祭りの歴史や伝統及びそれらに関する内容について、多くの人々に向けて発信する拠点としての山あげ会館があります。あえて誤解を恐れずに申し上げれば、私はこの山あげ会館こそが、これから新たに建設しようとしている歴史資料館と同種同様の施設であると考えているものであります。それゆえに、私は以前から、本市を代表する祭りの歴史と伝統が展示されている山あげ会館に歴史資料館を併設してはと、繰り返し進言しているものであります。

これまで烏山地区には郷土歴史資料館があり、南那須地区にも歴史民俗資料館がありました。御存じのように、4年前の震災により南那須歴史民俗資料館は閉鎖されましたけれども、この10年間における両施設の総入場者数はわずか5,795人であり、開館日数で割った1日の入館者数は2.2人であります。

私は、歴史や伝統は大切に保存し、それは伝承しなければと考えているものであり、決してそれを軽んずるものではありません。しかし、これまでの両施設の入館者数の実態や本市の厳

しい財政状況を鑑みると、また、多くの市民が本当に要望する施設であるかを思料するとき、果たして市長が常々言われている選択と集中による優先すべき施設であるのか。その点について疑問を感じているところでもあります。何ゆえ市長が考える優先施設であるのか。その所感について伺うものであります。

あわせて、新築後の資料館の年間入館者数は何人ぐらいに想定されているのか。また、人件費、維持管理費等の年間支出はどのように試算されているのかについても、市長の見解を伺うものであります。

私の最後の質問は、JR烏山線の利用向上を図るための対策についてであります。烏山線に世界初となる新型車両アキュムの運行が決まった当時、これにより観光客や撮り鉄ファンが増えて、本市に及ぼす経済効果も大きい。また、そのようにしていきたいとのことであり、多くの市民はそれに期待を膨らませていたことは記憶に新しいところでもあります。

そのアキュムが今年の春に運行されました。あれから約1年と6カ月が経過しましたが、乗降客はどのくらい増加したのでしょうか。どのくらいさまざまな波及効果があったのでしょうか。また、さらなる利用向上を図る対策や戦略はあるのでしょうか。それがあるならば、その対策及び戦略について市長の見解を伺うものであります。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは9番久保居光一郎議員から、本庁舎整備について、那須烏山市歴史資料館（仮称）基本計画の概要について、そして、JR烏山線の利用向上を図るための対策について、大きく3項目にわたりまして御質問いただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、第1番目の本庁舎整備についてお答えをいたします。まず、1点目の庁舎の再編整備に関する私の所感についてお答えをいたします。本庁舎の整備に関しましては、総合計画前期基本計画の中で平成24年度までに移行する目標を掲げておりました。しかしながら、リーマン・ショックによる未曾有の金融危機が本市にも大きな影響を及ぼしたことから、庁舎整備は当面の間先送りとし、市民生活を優先した市政運営にかじを切ったところでもあります。

このような中で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、本市にも甚大な被害を及ぼしました。これによりまして、災害時における災害対策機能、住民生活に直結した行政機能の確保の重要性が再認識されたところでもあります。

現在の庁舎機能につきましては、議員も御指摘のとおり、分散化による行政サービスの低下が懸念をされるほか、烏山庁舎、南那須庁舎につきましては、耐震診断の結果は耐震不足によ

る早期対応が指摘されるなど、多くの問題を抱えている。このような状況にあります。

庁舎は、行政サービスの中核を担うだけでなく、災害時などの緊急時における災害対策の拠点となり、支援活動を行う中枢となるべく、いわば市のシンボルであると考えております。東日本大震災による被災の状況、庁舎の現状を踏まえ、庁舎整備のあり方について早急な検討を進める必要性を強く感じております。

こうした背景を受けまして、平成25年度に策定いたしました市庁舎整備基本構想策定方針を踏まえ、今後の庁舎整備の方向性に関し、庁内の検討委員会において引き続き検討してきたところであります。

庁舎整備の検討に際しましては、防災機能や地域の活性化、ユニバーサルデザイン、環境への配慮、費用対効果など、さまざまな視点から考察をするだけでなく、急速な人口減少、厳しい財政状況、上位計画との整合、そして実現可能性の観点も考慮の上に、想定床面積、想定庁舎敷地面積、そして概算事業費等についてシミュレーションを行ったところではあります。既に御案内のとおり、庁舎の新規整備は、東京オリンピック開催の影響や消費税率の上昇等によりまして、建設資材の高騰、人件費の大幅な上昇が大きな課題となっております。こうした影響を受けまして、新規整備の凍結あるいは規模の縮小など大幅な方向転換を行う自治体も見受けられる。このような状況であります。

このようなことから、早期実現を前提とした庁舎の建設は困難な状況にあり、現時点におきましては、既存の公共施設の活用を視野に入れた庁舎のあり方について、優先的に検討を進めることが現実的であると判断させていただいたところであります。

しかしながら、冒頭申し上げましたとおり、庁舎は市のシンボルでございます。したがって、既存の公共施設を活用した運用は暫定的なものにとどめ、この間に、庁舎の整備基金の計画的な積み立てを行うとともに、候補地の選定を急ぎ、本庁方式による庁舎整備に向けた準備を進めたい。このように考えております。

なお、既存の公共施設を活用した暫定運用期間におきましても、市民の利便性、職員の効率性の向上に向け、できる限り本庁方式による一元化を視野に入れた組織の見直しについて、並行して検討を進めてまいり所存であります。

2点目の新本庁舎の場所についてお答えをいたします。この本庁舎の場所につきましては、新市建設計画において示された新市都市構造を踏襲して策定をいたしました本市の最上位計画となります総合計画基本構想を最大限に尊重した候補地の選定が必要である。このように考えております。

総合計画の基本構想におきましては、従前より国、県の官公署が集積する烏山市街地に本庁舎を整備する位置づけとした将来都市構造を示し、議会の議決をいただいた経緯もございます。

こうした背景を十分に考慮しまして、烏山市街地に本庁舎を整備するという大方針は継承していくべきものと考えております。

しかしながら、議員御質問の庁舎整備の候補地につきましては、現在も選定に向けた検討を進めているところでもあり、具体的な場所をお示しすることができない状況にありますことも御理解いただきたいと思います。

現在、本市におきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づき、那須烏山市人口ビジョン、那須烏山市総合戦略を策定の上、本市独自の人口減少対策に取り組むことといたしておりますが、同時に、久保居議員からも御指摘がありましたまちづくりのランドデザインについても検討を進めているところであります。

このランドデザインにつきましては、平成22年度に策定をいたしました都市再生ビジョンの内容を踏襲しながら、新たな社会情勢の変化や早急な対応が求められる課題を踏まえて見直しを図るものでございまして、10年後、20年後を見据えた公共施設の再編整備を促す長期誘導計画の位置づけといたしております。

烏山、南那須両市街地における都市機能の役割分担を検討する過程において、本庁舎の候補地につきましても検証してまいりたいと考えております。

2番目の那須烏山市歴史資料館（仮称）基本計画の概要についてお答えいたします。1点目の歴史資料館の設置場所、建設費用等についてであります。那須烏山市歴史資料館につきましては、平成25年度、県立博物館職員那須野が原から博物館職員、市文化財保護審議会委員などの有識者で構成されました基本構想検討専門委員会を組織し、専門的な立場から資料館の機能、活用方法等への御意見をいただきました。

そして、平成26年度に、各委員の御意見、御提言、建設地として想定した3カ所の候補地の比較結果などを参考にいたしまして、那須烏山市歴史資料館基本計画を策定したところであります。その中で、既存施設である烏山郷土資料館、烏山図書館の老朽化、施設整備のコンセプトとして、烏山城のガイダンス機能を持たせた施設、地元高校との学校連携、市民活動の場の提供、城下町那須烏山をめぐる街中観光ルートの新たな拠点としての位置づけなどを考慮した結果、烏山郷土資料館及び烏山図書館の立地場所に、歴史資料館に図書機能を併設した複合施設を新築したほうが得策ではないかと判断した経緯があります。

施設につきましては、先ほど述べましたように、設置コンセプトの大きな柱の1つに、歴史資料館と図書館機能が一体化した複合施設を掲げております。また、県内外の国、県指定文化財なども含めた地域に存する資料を借り入れ、企画展を開催することが可能にすることなどから、本施設は博物館法第29条の博物館相当施設として整備をしてまいりたいという原案を提案しております。



また、整備に伴う概算費用であります。他の市町村の類似施設や予算等を参考にいたしますと、現状では1,000平米程度が本市においての適正な規模と、このような原案であります。この規模の中でどれくらいの建築物が、この内部レイアウトで想定できるのかを基本計画書の中で提示をさせていただきましたが、今後、資料館の基本設計を進めていく中で、この展示制作費や内部レイアウト、図書館機能の規模なども当然大きく変化していくと考えられますので、計画の進捗状況の中で具体的に算出をしていきたいと考えています。

2点目の施設整備の優先順位についてお答えをいたします。御指摘の山あげ会館は、烏山の山あげ行事の保存と育成を図り後世に伝えるとともに、地域の人々や訪れる観光客に年間を通じて祭りを紹介し、雰囲気味わってもらうことをコンセプトといたしまして、平成3年7月に開館いたしました。以後、烏山市街地の観光拠点として大きな役割を果たしております。

館内には各町（3町）の大屋台が展示をされまして、大型スクリーン、山あげミュージアム、ロボット（勘助じいさん）によって山あげ行事の様子、由来などが解説されるなど、現状では烏山の山あげ行事に特化した施設であると認識いたしております。

また、来年の11月には烏山の山あげ行事がユネスコ無形文化遺産に登録されることに鑑みながら、山あげ行事を目的とする観光客の増加も予想されますことから、その受け入れ施設として山あげ会館が果たす役割はさらに重要になる。このように考えております。

合併後における資料館施設の入館者数につきましては、議員御指摘のとおり約5,700人、1日当たりの平均入館者数は2.2人。平成23年度以降は烏山郷土資料館のみとなっておりますが、数字を見る限り、この本市の厳しい財政状況の中で、新たな施設として整備をする価値があるのかとの御指摘があるのも当然のことと感じております。

平成26年度の烏山郷土資料館入館者数内訳ですが、4月から11月では総入館者数230人に対して、この市外からの入館者が約7割を占めているという状況であります。昨年度だけでの数字で判断は難しい面もございますが、この市民の皆さん方だけでなく、那須烏山市の歴史、文化に興味を持たれた多くの市外の人たちにも当施設を御利用いただいている状況であります。

先ほどの御質問にありましたように、本施設は博物館法第29条の博物館相当施設として整備をしたいと考えておりまして、法律の主旨に沿えば、歴史的資料の収集保管を主な業務といたしまして、展示や調査研究を行い、資料を後世に継承することを目的とする社会教育施設、こういった位置づけになろうと思っております。

資料館施設については、社会教育施設としての側面が強いために、資料館の施設の必要性や優位性は大いに感じるところでございます。しかしながら、今回のこの基本計画、施設規模が本市の歴史資料館を勘案して的確な規模、内容、さらには事業規模は適切か、そのようなこと

ろを市民の皆さんあるいは議員各位からも指摘をされています。

つまり、施設整備費の問題、維持管理費の問題、またさらには、展示品についての問題、地方創生での人口交流の重要なポイントになり得ますが、山あげ行事、烏山城址、近代化遺産、ジオパーク等と連携しても交流人口増は図れるか。これらの課題がございます。そういった課題解決に向けたさらなる調査検討の必要性も感じております。

次に、3点目の新築後の施設の運営等についてお答えいたします。年間の入館者につきましては、施設規模や運営計画などに基づき算出されるものでございますが、現在、山あげ会館の年間入館者数が年間1万人前後で推移をしておりますので、1つの目安として同程度の入館者数は確保していきたいと考えています。

また、規模の違いはございますが、県内の類似施設を参考にいたしますと、年間300日程度の開館日数で1日当たり50ないし60人程度が平均入館者数となりますので、年間1万5,000人から1万8,000人を当面の目標としたいと考えています。

移動博物館の実施、遠足、社会科見学での利用促進など、市内学校施設との連携、定期的な企画展、講座の開催、他の観光施設や県立博物館、類似施設とのタイアップなどさまざまな方策で集客、リピーターの確保を図っていききたい。このように考えております。

人件費や維持管理費を含めた運営につきましては、施設規模に伴う職員の人員配置や運営形態などによって大きく算定額が変わってまいりますので、今年度、人件費、維持管理費についての調査研究も進めてまいりたいと考えています。

3番目のJR烏山線の利用向上を図るための対策についてお答えをいたします。昨年3月に国内初の蓄電池駆動電車アキュムが運行されまして、多くの市民、鉄道ファン乗客でにぎわいました。現在は落ち着いた感はありますが、今なお市外から多くの問い合わせがございまして、利用向上の一翼を担っているところであります。

また昨年4月から烏山高校に通学する生徒に対する通学費支援制度や、市営バスの烏山高校への路線延長を開始したことも利用向上の一要因になっていると考えております。JR東日本のホームページで公表されております烏山駅の一日平均乗車人員を確認をしたところ、平成24年度は480人、平成25年度495人、平成26年度は500人となっております、これまでの利用向上の取り組みや対策が徐々にということではありますが、浸透していると考えてはいます。

市のJR烏山線利用向上対策といたしましては、毎年、市民号を企画させていただいております。昨年は11月に2回実施し、合わせて70名の参加者がございました。今年度もさらなる参加者を募集し、烏山線の利用向上に努めてまいりたいと考えております。

また、市民団体でも烏山線利用向上に向けた取り組みといたしまして、烏山線イメージ画コ

ンテストを実施していただいております。審査で入賞した作品につきましてアキユムの中吊りに掲示をし、烏山線をPRをしていただきました。このような民間団体の取り組みは、今までにない利用向上対策でございまして、今後も民間主導による新たな取り組みが広がっていくことを期待しております。

JR烏山駅や大金駅は、本市の公共交通ネットワークの拠点でもございます。鉄道で来訪される方々、通勤通学で利用する市民の皆様の玄関口でもあります。利用者の利便性を確保し、利用向上を図ることは、JR烏山線の存続、本市の活性化を図るために重要なことである。このように認識しております。

このようなことから、市といたしましても利用向上対策としてJR東日本に対しまして、Suicaの導入を強く今要望しております。しかしながら、Suicaを導入するにはJR東日本システムの改修が必要になり、多額な費用が必要になりますことから、今、この導入には至っていないといった現状であります。

ことしも7月7日には、知事、県内の関係市長、町長とJR東日本大宮支社を訪問し、JR烏山線へのSuicaの導入について要望してきたところであります。

今後ともJR東日本に対しては、粘り強く要望活動を行うとともに、JR烏山線の利用向上に向けてさらなる努力をしてみたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁終わります。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま答弁をいただきましたので、2回目の質問に入らせていただきたいと思っております。

まず初めに、本庁舎整備についてでございます。これは市長の答弁をお聞きすると、総合計画の前期計画の中の基本計画で、計画はしたんだけど先送りしているということでございます。先送り、先送りでもう10年たっているわけですね。私は1回目の質問でも言ったように、ことしの3月に我々に示された公共施設再編整備計画の中には、先ほど言いましたように、本庁舎の整備は最重要課題である。また、まちづくりを進めていくには核となる庁舎の位置づけを明確化することが必要不可欠である。まずは、まちづくりのシンボルとなる庁舎整備のあり方について優先的に検討を進めると書いてあるんです。

また、その庁舎整備のあり方を踏まえて、そのほかの公共施設の統合再編について具体的な検討を進めるという文面になっているんですが、この文脈からすると、まずは本庁舎の整備ありきと、これを緊急に取り組まなくちゃならないというふうな文面に見えてくるんですが、そう思うのは間違いでしょうか。市長に伺いたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 議員御指摘のとおり、庁舎はまちづくりの中核的な機能であります。さらには、防災拠点あるいは住民のサービス、職員の一体感の醸成、あるいは意欲の向上につながる。このようなところから、この基本計画においても、最上位計画ということで進めてまいりました。

その間、そういった経済情勢の大きな変化やら、あるいは消費税の値上げやら、あるいは何と言っても4年半前に起きた震災、そういったところの復旧を最優先する形から、市民の生活優先という形にかじを切りかえてきたのも事実でございます。

そのようなことから、中枢機能としての庁舎ということについては上位計画であるということとは変わりはありませんので、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 平成の合併によって今の栃木県、25の市町があるわけがございます。その中で、本庁舎問題が本市と同じように棚上げになっているのは、さくら市なのかなと思います。また、日光と那須塩原市は、本庁舎がありまして、各地に合併以前のまちには総合支所というような形で、その地域の住民が不便を来さないような、そういう総合支所という形態で残っているようであります。

それから、佐野、下野市、那珂川町は新築に向けて今動いているところであります。

今、市長が答弁されたように、暫定的な庁舎を置いて、そこから積み立てをして、そして本庁舎整備を将来的に図るんだということでございますけれども、もう合併して10年たっているわけでございます。合併特例債も当初あった106億円から現在はたしか17億9,000万円程度しかないわけですね。本庁舎整備はそんなに国から補助が出る事業でもないと思えますので、これ、このまま先送りして、また、暫定的な本庁舎を置くと市長は言っておられますけれども、それを置いて、そしてそこから積み立てて何年後に本庁舎はできるのか。何年かかるのか。それについてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この庁舎のこれからのスケジュールと言いますか何年後にということでございますが、今、先ほど申し上げましたように、建設費の資材の高騰、これから5年後に始まるオリンピックということもございます。また、何と言っても、財源についてはこの庁舎建設は一般財源そのものでございます。

したがって、その中の一般財源といいますと、やはり基金の創設がどうしても必要であります。そして、ある一定の基金をためて、さらに一部合併特例債活用という形が一番ふさわしい財源のあり方だと考えておりますので、そういった意味では、そういう基金のいろいろな

課題をやるためには、さらにこれから10年後の合併20周年記念を機に、この本庁舎の整備がその10年後を目途に完成ができれば、そういう諸般の課題の解決策にもなっていくのかなと、このように考えておりました、合併20周年の記念とあわせた形で10年後の本庁舎の整備を検討していきたいなど、このように考えています。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 10年後ということでございます。そうすると、そのときにもう合併特例債はないと私は思います。それと、暫定的に本庁舎を置くということでございますけれども、これはどのように、もうちょっと具体的にお話しいただきたい。私の覚えに間違いなければ、昨年3月か一昨年の9月かの議員全員協議会の中で、市長はこうおっしゃられました。本庁舎については、県の南那須庁舎に置きたいと。南那須庁舎を本庁舎としたい。それで、こちらの南那須庁舎には教育委員会を置くんだと。それから、健康福祉課は今の保健福祉センターに置くというようなことを、議員全員協議会か何かで市長がおっしゃられました。そのときには、我々聞いていた議員、異議はなく聞いていたと思います。

また、私はそれを聞いて、当然そうなるのかな。そういう結論を出すのかなというふうに思っていたんですが、私と同じことを恐らく皆さん聞いている方いらっしゃるかと思うんですが、あのときに言ったこと、その後の進展はありますか。その後の経過についてちょっとお聞かせください。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 県の南那須庁舎を借りたいというようなお話もさせていただきました。これは、今、4候補地を恐らくあのときはお示しをしたのかなと思っておりますが、その中の現存する県の南那須庁舎、こういったところも借りたらどうかというようなお話をさせていただきました。

この庁舎の施設整備は先ほど申し上げましたように、財源の確保とか工事費の高騰等、そういったところを考えますと、このいわゆる新庁舎ということについての早期実現は困難だということは先ほど申し上げました。そういう中で、この県の南那須庁舎の利活用も含めて調査研究をさせていただきたい。こういうことだったというふうに思います。

そういう中で、私も昨年の10月2日には副知事にお会いいたしまして、そのような要請もさせていただきました。また、さらに、担当局としては、県の管財課と5回ほど協議をさせていただいております、その中では南那須の庁舎施設の現地調査も行っているという実態でございます。今、そういうことでは県とは折衝中である。このような段階にあります。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 市長はたしか、今申し上げましたように、こちらの南那須庁舎に

は教育委員会を置く。それから、健康福祉課は保健福祉センターに置く。あとの課については、全て本庁舎、県の南那須庁舎に集積するんだというようなことを確かにおっしゃったのではないかなというふうに思います。

それから、今に至って、建設費の高騰、これは鹿沼市もそうですね。建設費の高騰で先送りするというございますけれども、鹿沼市と本市の違いは、鹿沼市の場合はそのための基金を積み立てしているのではないかなと思います。しかし、それが予算の50億円が80億円ぐらいになるものですから、当面見合わせるというようなことでありまして、本市は全くその基金を準備していないわけですから、そのところが違いますね。いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） そのとおりでございます。したがって、この基金の創設は大きな課題であると、先ほど申し上げました。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 先ほど10年後にと言いましたけれども、これを仮にですよ、どこにしろ、暫定的な本庁舎を置いてと言いますけれども、暫定的な本庁舎を置くにはその暫定的なところに移設する移転費、それから暫定的な場所を改修する改修費、そういうのも私は億単位でかかると思うんです。3億円とか、わかりませんよ、3億円と4億円とかかかると思うんですね。それがもし、借り入れる賃料が発生すれば、毎月また年間何千万円とかかってくる。

それを考えると、もう合併特例債19億円余りですから、もう直ちに積み立てに入らないと、このままの状態ですね。できれば、5年先ぐらいにはもう具体的にどこにつくるというようなことを進めていかないと、10年先、果たして本当にできるんでしょうか。もう一度確認したいと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 基金の創設はやはり今、公共施設の基金ということで1億円ないし2億円ですね、毎年積み立てを行っておりますが、またさらに、そういったひとつの基金をやはり創設をするのは、もう今年度の決算からやっていかなきゃならないと思います。

そして、この10年後と言いましても、そういった計画決定は10年後に決定するというございませぬ。言われておりますように、これは建設が始まっても3年ぐらいの猶予は必要でございます。また、計画はさらに数年を必要としますので、今からこういった計画をいたしましても、今から基金をつくりながら、そして、この計画づくりをするには10年という期間は、そういう建設のいろいろな課題を解決するためにはある一定のその程度の期間を私は要するものと思います。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 本庁舎を本格的に整備するには10年という期間が必要だということでございます。じゃあ、その暫定的な期間に本庁舎を移転する。この期間は何年ぐらい必要でしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 暫定的な本所機能はやはり今、市の組織再編も進めておりますので、でき得る課の一元化、そういうところから始まりながら、本所機能をさらに進めていきたいと思っております。

したがって、今、暫定期間、10年間ということに、今から始まるということになりますが、それは今ある庁舎を最大限活用するということになります。今は4庁舎使っておりますが、これは県庁舎を入れますと5つになるんですが、そういう中で、やはり早急にそういった庁舎の暫定機関のあり方は考えていきたいと思っております。

そういう中で、庁舎の未耐震は両庁舎でございます。今、本庁舎の事務というのは烏山庁舎になっておりまして、そういったところの耐震はまだ未耐震でございます。先ほど議員の御指摘にもありましたように、そういったところで多額の耐震をする二重投資は極力避けたい。このように思っております。

そういうところから、必要最小限な使用する暫定期間であっても、この耐震化の必要最小限の費用は発生する。このように思っておりますが、今ある庁舎を最大限活用した本庁機能を検討していきたい。こういうことでございます。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） これ、市長のお話を聞いていると、私は全くわからなくなってくるんですね。本当にできるのかどうかもわからないし、果たして10年後にできるのかどうか。それから、今ある施設を最大限活用してということ、また今言われたんですが、市長の庁舎に対して思われている思いというのが、私には残念ながら全く感じとれないというふうに感じていたところであります。

いろいろ市長は本庁舎以外にもさまざまなことについて熟慮しなくちゃならないし、また、日々市民のためにも頑張っていることは私は承知しております。また、市長は優しい人でありまして、あれもこれも全て手がけなければというその気持ちも十分理解できるわけでありまして、

しかし、だからこそ大谷市政、もう10年たつけれども、市長が言われるきらりと光るまちづくりの、そのきらりが見えないと思っている市民も若干いるのではないかなというふうに思っているところであります。

熟慮することは大変いいことです。しかし、道の駅もそうですね。もう10年たって、まだ

何の結論もありません。これは市長、やはりつくるものはつくる。いつまでにつくる。そういう決断が必要なのではないかというふうに思います。時機を逸してはできるものもできなくなると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 本庁舎につきましては、そのようなことで10年後の合併20年を基準として、その目途に合わせて建設をしたい。このことについては不退転で取り組んでいきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 市長が想定されている本庁舎の位置はどこなのかということも聞こうと思ったんですが、まだそれ以前に、市長自身の方針がわからないので、それについては質問をやめたいと思います。

いずれにしても、本庁舎として早く整備をしていただきたい。それによって、市民サービスの向上を図り、職員としての一体感を図り、市民のために少数精鋭であっても機敏に機動する行政対体となるための本庁舎の整備を早急に具体的に明示しないと、あと10年先に果たしてできるかどうかは私は疑問であります。市長のさらなる決断を求めて、この質問を終わります。

次に、2番目の那須烏山市歴史資料館についてお尋ねをいたします。市長から答弁をいただきました。那須烏山市歴史資料館については、もう既に我々に示されました、こういう基本計画の概要が示されているわけですね。中にはもうきちんとしたCGで、これ業者に頼んだんでしょうか、CGでかかれた博物館の中身とか、いろいろなものが具体的にここに書かれているわけであります。

私、以前から、この博物館は山あげ会館に併設したほうが良いというふうに進言をしているところであります。先ほども言いましたように、歴史資料を保存する。それから、皆さんに展示して見てもらう。市外からもたくさんの人に来ていただく。これは大変いいことでございます。そして、私は何度も繰り返し申し上げますけれども、それを軽んずるものではありません。

しかし、過去の実績を見ると5,800人弱なんですよ、今まであった施設。それは今まであった施設が古かったからといろいろ言うかもしれないけれども、現実問題として歴史に興味のある方おられますけれども、多くの人じゃないわけですね。先ほども言いましたように、開館日数当たり2人強いるかいらないかぐらいなんです。

先ほど市長は答弁の中で、年間1万人から1万8,000人を目指したいということでございました。ここには図書館の機能やいろいろなものがつくから、実際の入館者数はもっと増えてカウントされるものだと思いますが、歴史資料館だけの実数でいくと、1年間1万人から1万8,000人として、その間の1万5,000人をとるとして、建設費用は市長、おっしゃ



いませんでした。それから、維持管理費についてもおっしゃいませんでした。これは計算されていなければ当然おかしい。こういう計画書を書くときに、そういう管理費、建設費がある程度想定されていなければおかしいんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） おっしゃるとおりでございます。先ほども御質問に答えたように、この維持費、やはり想定される設計費用等も全くありませんので、また、財源的にも一般財源を考えている事務局案でございますので、先ほどもその課題として申し上げたところでございます。

したがって、先ほどの申し上げたように、この歴史資料館整備については、今の規模の問題、そしてその財源の問題、このことは大きな課題でございます。それとやはり私どもの資料展示の問題、そういったさまざまな課題がございますから、このことについてはもう少しよく調査検討しながら、この資料館については、ずれ込む可能性が十分、やはりありますので、再度議員各位にもいろいろな意見があることは十分承知をいたしておりますので、議員各位の御意見等も聞きながら、もう少し調査検討をしていきたいと考えておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） この那須烏山市歴史資料館（仮称）基本計画の概要を出すのには、やはり行政の中で、執行部の中で、どのくらい建設費がかかるのか。維持管理費がどのくらいかかるのか。これ、学芸員なども入れなくちゃなりませんね、博物館法にのっとってやれば。そういう人件費も含めた維持管理費は幾らかかるのか。大体想定していると思うんですよ。また想定しなくちゃこういうの書けないでしょう。

建物の面積1,000平米、こういうちゃんとしたCGのあれを、これ、傍聴席の方にも見せますけど、こういう具体的なあれまで書いているわけでしょう。そうしたら、これについて平米幾らかかるのか。これ、博物館法にのっとってやるんでしょうから、もちろん温度管理、湿度管理、この中にも書いてありますけど、そういうものも入れてやれば、これは普通の公共施設よりもさらに割高になるものだと私は思います。

それから、ほかの市のこういう歴史資料館同様の施設の建設費などを見ると、2,000平米で12億円から15億円ぐらいかかっている。大方ですよ。そうすると、それから割っても1,000平米であっても、私は単純に2分の1じゃないと思いますが、単純に2分の1と考えても6億円から7億円ぐらいかかるんじゃないのかなと。

それから、ほかの市のこういう歴史資料館、これは大きいところも小さいところもあるからさまざまですけれども、大体維持管理費に2,000万円から3,000万円はかかるん

じゃないのかなというふうに私は思います。

仮に6億5,000万円建設費に、これは私の勝手な想像ですから、もし過ちがあったら正していただきたいと思うんですが、建設費が6億5,000万円かかる。管理費が人件費含めて2,500万円かかる。そうした場合に、今後の10年間、建ってからの10年間に建設費が6億5,000万円、維持管理費が1年間で2,500万円ですから10年間で2億5,000万円、約9億円かかるわけですね。

1万5,000人から1万8,000人が年間にですよ、今まで5,800人しか10年間で入っていないんですよ。それが1万5,000人から1万8,000人入ると計算しても、1人当たりの入館者数の単価は幾らになりますか。これ、担当課長わかる。そう言っても無理だろうけど、5,900円ぐらいかかるんですよ、1人当たり。山あげ会館は今、私、言いましたね、同じ歴史と伝統、山あげ祭、それから山あげ祭に関するそういう資料も2階に展示してあるわけですから、これもやはり私は同種同様の施設であるというふうに私は思うんですね。ですから、以前から山あげ会館に併設すべきだと。

ことはちょうど1,000万円の設計費が今年度の予算で通ったわけですから、それから推定すると1億円以上の大幅改修費をかけて山あげ会館を改修するわけですね。この時期に合わせて、その歴史資料館を建てようとしているその費用を、2億円かかるのか3億円かかるのかわかりませんが、向けてもっと知恵を絞って、あわせて併設することがまさに那須烏山市の誇る山あげ祭と、それから、那須烏山市が現存する歴史、文化の資料を一堂に会したほうが私は効率的なんじゃないかなというふうに思うんです。

山あげ会館も10年前から比べると、一時期大分入館者数が減りました。2年ぐらい前からですか、入場料を500円から200円に下げて、やっと一昨年度、それから今回のこの行財政報告書にも書いてありますけれども、平成26年度に少しずつ入館者数が増えてきている状況なわけですね。これも毎年のように建物が古いですから改修費などをつぎ込むわけですね。そういう維持管理費、これは入場料を見ないで指定管理費と維持管理費で入館者数を割るとやっぱり千何百円かかるんですね。それはかかって、私はだめと言っているんじゃないですよ。だめじゃないんですが、できるだけやはりそういうコストの管理もしていかななくちゃならないということ考えたときに、果たして歴史資料館がそういうふうに単独で建てていいものかどうか。

いろいろ言う方がおられますよ。烏山城の築城何年だ、また、那須烏山市には本当にすごい歴史と伝統があるんだ。それは私は否定しません。大切にしなければならないと思っています。しかし、残念ながら、現実、それで来るお客さんがどれだけいますか。そういうこともしっかり考えて、もう一度市長、お答えをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども申し上げたことになるんですが、今、御指摘のとおり、今の計画は大きな課題がございます。まずは、1番目には、これからの地方創生の中で、この地域にどれだけの、今、御指摘のように、経済波及効果があるかというような観点が1つあると思います。ここだけのこの地域の波及化が広がって、客観的に歴史、本市の地方創生の拠点になり得るか。まずこれ1つあります。

またさらに、問題は先ほど申し上げましたように財政問題です。今、私も想定されるのは、その程度の、今の計画ではかかると思っています。そうなると、これも財源は事務局としては一般財源しか考えていないです。やっぱりそれは大きな問題です。やはりいろいろと調べますと、この資料館というのは、いわゆる都市再生の整備計画事業に該当するんですよね。国土交通省で発行する社会資本整備交付金も一部使えるんです。これは事業費の4割を使えるという極めて高い交付金なんです。こういったところを、やはり公共施設はとることが私は必須事項だと思います。

そういうところから、やはりこういう財源のあり方も大きな課題ですから、そういったこと、それとやはり規模ですね。やはり1,000平米ということでございますが、これが私どもの身の丈に合った資料館なのか。コンパクトな資料館なのかということに私は個人的には疑問があります。

そのようなところから、その課題解決に向けて、そのようなところをひとつ調査、検討しなきゃならないということで、この時期についてはちょっと先送りせざるを得ないのかなというように考えているところでありまして、そのことでお答えをいたしましたつもりです。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） やはりこれ、入館者数、お金がかかるから私はつくっちゃいけないということを申し上げているわけじゃありません。しかし、やはりコスト管理をしっかりとしないと、本市みたいに厳しい財政の中では将来成り立っていかないんじゃないのかなというふうに考えているところであります。いつも私、同じことを言いますね。民間の場合は家を建てるにしても、お店をつくるにしても、また、設備を買うにしても、全部自分の責任で自分の資金で始めるわけでありまして。また、銀行から借り入れしても同じでありますけれども、その返済は自己責任でしなければならないわけですね。

しかし、公共施設は税金を使って、何億円という金を使って、そのときにはもっともらしい理由をつけて、目的をつくって、そしてつくるんですが、やはり後でお荷物になるというようなことが今までにもたくさん、うちの市に限らずあったじゃないですか。だから、私はもうそれを繰り返している時代じゃない。もう二度とそういう後でお荷物になるような施設はできる

だけ避けるべきだ。将来に負担が大きくなるような施設は、やはりもうちょっと軽くするように知恵を絞るべきだというふうに私は考えているところであります。

どうか市長においては、今つくって、本当によかった。10年後に20年後に振り返ってあのときにつくってもらったからよかったと言われる施設とすることができるのか。また、あのときつくったから、今お荷物になってしまったと言われるような施設になってしまっただけは絶対ならないというふうに思うんです。

ですから、市長においては、この計画については熟慮に熟慮を重ねて、私が以前から申し上げているように、山あげ会館、ことしから1億円以上の費用をかけて改修するわけですから、同様の施設であります、山あげ会館はね。これ、同様じゃないとしたら何かそういう根拠があったら教えてもらいたいんですが。どうですか、市長。同様だと思いませんか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 山あげ会館の2階部分につきましては展示室を兼ねております。そういったところから、烏山の山あげ行事、烏山城、あるいはそういったところは相通じるものが私はあると思っているんですね。

そういうところから、その施設の博物館法に該当するかどうかはちょっと私、わかりませんが、ああいった展示を見れば、内容的には同様とまではいかななくても、そういった質的には同質のものかなと、このように私も考えております。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ぜひ検討をしていただきたい。またさらに、知恵を絞っていただきたいなと思います。

続いて、最後の質問に入りたいと思います。JR烏山線の利用向上を図るための対策についてでありますけれども、先ほどの市長の答弁ではアキムじゃなくて、これは烏山駅の乗降客ですね。平成24年は480人、平成25年は495人、平成26年は500人ということでございますけれども、アキムが運行されて若干数カ月の間は増えたのかなというような統計をいただいておりますけれども、ここに来てまた横ばいになっている。むしろ減少になっているのかなというふうに思います。

そうすると、先ほど私が1回目の質問で言ったように、世界初のアキムが来ると大勢の人が訪れて、また、大勢の観光客が来てにぎわうようになるんじゃないか。また、そういうにぎわうような施策を打っていくんだというような話もしていたわけでございますけれども、先ほどの答弁を聞くと、あまりその具体的な新たな施策というのは考えておられないように感じるわけでありまして。

市民号はこれ、毎年やっていますね。しかし、これは市民がただ乗ってね、年に1回利用す

るだけでありまして、これ、やることはもちろん大事なんですけど、やはり私は市外から烏山線に乗っていただく仕掛け、それから、そういう戦略を考えなければならぬと以前から申し上げているところであります。宇都宮方面から、また東京方面から烏山線に乗ると何が楽しいのか。また、烏山に来ると、大金駅に降りると、烏山駅に降りて那須烏山市に来ると、何に感動するのか。来てよかったなと思ってもらえるのか。

そういう仕掛け、戦略をつくるのが第一じゃないかというふうに以前から申し上げているわけでありましてけれども、まあ、その一環でもあるんでしょう。大宮駅とか新宿駅とかいろいろなキャンペーンなんかもやっておられると思うんですが、それについての効果はどのくらい上がっているんでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この前、JR宇都宮駅に山あげのPR活動をやってみました、3日間でした。最終日、私、赴いて行ったんですが、キャラクターと一緒に大変人気の高いPRだと私は思っているんですが。それであるときは、山あげ会館の無料券を配布したんですね。乗ってきていただくと山あげ会館の入館、無料にしますよとあって、その利用を使ったのが17人いるという報告でした。

したがって、やはりそういったPRは、それは1,000人まいうちの17人で、それは率にすればそうかもしれませんが、17人も烏山線を使ってくれたということは、私は大変貴重だと思います。ということは、そういった1つの効果が出ているなと思いました。

そういうことにあわせて、今やっぱりその仕掛けづくりというのは大変大事だというのはこれは同感ですよ。今、烏山沿線のヒマワリ構想なり、あるいは滝駅前のスカシユリ、そういったことを市民の皆さん方にも協力して花公園構想をちょっと考えております。ヒマワリはもう既に荒川南部で大体1カ月ぐらい楽しめるような植栽をしていただいたということで、御案内のように、このことについては、利用するというよりは、車で来て写真を撮るといって、いわゆる撮り鉄ファンが多いわけですけども、そういった事業も市としてはさらに拡大をしたいということと、やはりどうしても、JR当局と連携事業ですね、これやっぱり一番私は大事だと思います。

この前も29日、30日にトロッコ列車を5便ほど運行してもらいました。大変な人気で1両130人で660人、前後4両で来ますから800人が烏山駅に来ていただきました。そういったところから、地元のJAさんの協力もいただいております。梨を今、幸水を配布をさせていただきました。大変これもJR当局はもちろんですけれども、そういった誠意につながっていると思っています。そういうところから、Suicaの導入もあわせて要望しながら乗車率向上にあるいは利用向上に向けて、このJRとの連携事業、これについてさらに取り

組んでいきたいなと思っています。

高校生あるいは通学をする方が今、大体朝夕主流を占めているんですが、言われるように、宇都宮、そういった都市部から呼ぶというのが究極の目的だと思うんですね。そういった意味ではS u i c aがどうしても欠かせませんので、そういったことは粘り強くやっていきますが、あわせてそういった各駅の仕掛けづくり、沿線の仕掛けづくり、あるいはイベントなんかも仕掛けて、駅前の活性化あるいはそういったところにもつながるような仕掛けを民間の観光協会あるいは商工会、市民の皆さん方と協働しながら、そういった仕掛けづくりをやっぴりやっていく必要があると思っています。そういうことでひとつ、今後も御指導いただきたいなと思います。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） わかりました。最後になりますけれども、まだ時間がありますけれども、早目に切り上げたいと思います。

1つのイベントをやるにしても、公共施設を建てるにしても、何でもそうでございますけれども、やはり仕掛け、戦略を真剣に考えなければだめだ。やっぱり目先だけの思いつきでやってはだめです。しっかりしたそのビジョンを、イメージ画をしっかり書いて、それに向かって作り込んでいく。それに向かって積み上げていく。そういう努力が必要だと私は思います。

大変失礼なことを言って恐縮ですけれども、今、市が進めているそういうもろもろの政策や事業のほとんどは、ほかの全国他市町と同様で、似ていて非なるものは余りないのではないかなというふうに私は思っております。

今はもう情報化の時代ですから、よかれあしかれ、那須烏山市に来た人がだめならば、だめだという情報がいち早く流れてしまう。よければいいで、そういう口コミを通して、また情報を通していち早く伝えられるわけでありまして。すなわち、にせものは通用しない。上辺だけのやったふりは通用しないわけでありまして。逆に、上辺だけでやると市のイメージがマイナスになるというような時代でもあります。ツイッターなんかもそうですね。ちょっと口を滑らせるとそれが爆発しちゃって大きな問題になるなんていうこともある時代ですから、どうか来る人には1つの感動、1つの安らぎを与えて、また、那須烏山市に来たいな。また、那須烏山市に住みたいなというふうなまちづくりのために、一つ一つ丁寧に知恵を絞っていただきたい。

それから、私が以前から申し上げているように、市長におかれては財政とにらみ合わせて、ここ5年、10年の具体的なグランドデザイン、市民に提示して、目で見て市長の思いがはっきりわかるような、また、市のこれからのあり方がわかるような、それを示さないと、市民との共有はいただけませんよ。いくら口や行政手法の基本計画だ、何々計画だ、文言でいろいろ書いても、それは伝わらない。我々議員にも伝わってこないと思いますので、そういうことを

一つ一つ丁寧に進めていただきたいなというふうに思います。

またさらに、市長が言われる集中と選択、また、決断と勇気を持って市政発展のために当たられるよう、市長をお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐藤昇市） 以上で、9番久保居光一郎議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時30分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

通告に基づき15番中山五男議員の発言を許します。

15番中山五男議員。

#### 〔15番 中山五男 登壇〕

○15番（中山五男） 議場内の皆さん、こんにちは。今回の一般質問は、先に通告したとおり、国政に関する事項3項目であります。本市にとり、いずれも見過ごすことのできない問題と考えまして、大谷市長にはいかなる方策をお持ちか伺いたく質問を申し上げるわけであります。

なお、私はこれまでの質問では90分余すことなく使わせていただきましたが、今回は60分程度で終わると思いますので、ぜひそのように御期待に沿えるようにしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それではまず、農業問題について、その中から2点ほど質問申し上げます。まず1点目、耕作放棄地の課税強化策について、市長の考えを伺います。

政府の規制改革会議が農地の集約に向けた対策として、耕作放棄地の課税強化策を打ち出したことは市長、御存じのとおりであります。安倍首相はこの改革会議の提言に対し、しっかり熟考していくことが私に託された使命だと強調し、改革実行に向けスピード感を持って実行したいと表明をしております。

農地の固定資産税は低く抑えているために、耕作しない保有農地に限り固定資産評価額を引き上げまして、税負担を重くすることにすれば、農地を手放すであろうとした目論見であります。耕作放棄地の課税強化策は農村農業の実態を全く認識しない者が考え出した無謀な発想であります。

仮に、課税強化策を実施したとするなら、都市近郊の農地に限り、耕作放棄している農地を暫定的に雑種地等に地目を変えまして評価額を引き上げることも可能でありましょうが、果た

してそれが農地の集約に結びつくとも思われません。

本市内でも耕作放棄地が山間地域を中心に見られますが、これらの農地は狭隘で基盤整備がなされない田畑や所得につながる農作物が見当たらない農家が、やむなく放棄せざるを得ない農地であります。このような悪条件の土地では、農業経営の大規模化を図ろうとしている担い手であっても、借り手も買い手もあられのないのが現状であります。

そこで1点お伺いをいたします。市長は県内市長会等に呼びかけまして、国の耕作放棄地課税強化策を阻止すべく行動する考えはありますか。この点お伺いをいたします。

次に、環太平洋連携協定、すなわちTPP交渉が最終段階にあることから、これに対応した農業分野への本市独自の支援策を講ずべきと考え、市長の所信をお伺いいたします。

TPPに関する大谷市長への質問は、去る平成23年12月定例会の中で既に申し上げた経緯がございます。しかし、その時期は、まだ政府が交渉参加を表明したばかりでありましたから、TPP参加が本市の農業や市民生活にいかなる影響を及ぼすか、大谷市長には情報不足のことから、本市農業への明快な対策を示さなかったところでもあります。

そのTPP参加表明から4年が経過する中で、参加12カ国による閣僚級会議が繰り返されてきたことから、交渉はいよいよ最終段階にあると思われれます。協定妥結ともなれば、本市企業の中でも輸出産業にかかわるところは、関税撤廃等により歓迎するところではありましようが、一方、本市の基幹産業であります農業分野におきましては、関税に守られた農産物が輸入品との競合にさらされることから、米、麦、畜産農家等が崩壊の危機に陥るものと危惧しているところでもあります。その中でも、米作農家が耕作放棄地ともなれば、日本の現風景とも言われている本市ののどかな田園風景までもが失われるものと存じます。

昨年、市の農業委員会が耕作放棄地の実態調査を実施したところ、既に田畑合わせてその面積は180ヘクタールに及びましたが、そのほか既に地籍調査等の際、現況から判断して山林原野に地目変更したところも少なくありません。本市は既に農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加と極めて厳しい状況が続く中にありますが、さらにTPP交渉妥結となっても、不安なく農業経営が継続できるよう、TPP合意後を見据えた対策の充実が大谷市長の責務と存じます。

そこで1点お伺いをいたします。市の行財政報告書の中の農業振興政策の欄を読みますと、こう書いてあります。TPP交渉を初め日本の農業農村の行方を見据え、地域農業経済発展のためにきめ細かな行政運営を推進するとありながら、予算決算の中に、TPP参加に対応した農畜産に関する事業等が全く見当たらないようであります。本市独自の政策を早急に講ずべきと存じますが、市長の考えを伺います。

2項目目の質問に移ります。霞ヶ浦導水事業の反対運動について申し上げます。この質問項



目につきましても、昨年12月定例会の際、一般質問の中で既に申し上げたところでありますが、その後、9カ月が経過する中で、漁協側の那珂川取水口建設差し止めを求めた訴訟が水戸地裁で棄却された後、それを不服として東京高裁に控訴するなどの動きがありましたことは、市長御存じのとおりであります。

漁協側が建設差し止めを求める主な理由は、最大毎秒15トンを取水すれば、アユの稚魚等が取水口から吸い込まれてしまうことや、双方の河川の水を行き来させようとする事業であることから、那珂川が汚染され、アユ、サケ、シジミ等に被害を与えることが明らかであるとしております。

これら漁協側の主張に対し、水戸地方裁判所の判決では、取水の運用開始により漁業価値や漁獲量の具体的悪化があるとまでは認められないこと。取水事業は霞ヶ浦の水質浄化をもたらす公共性があること。新規都市用水等水利権確保上必要があることなどとして漁協側の請求を棄却したものであります。

市長御存じのとおり、那珂川には人工的工作物も少なく、日本の現風景を残す自然環境豊かな日本有数の河川であり、アユの漁獲量も日本一を誇り、シーズン中は県内外から多くの観光客が訪れております。このアユの時期を同じくしまして、栃木県博物館では、先月末まで川のある暮らし展が開催されまして、その中で那珂川が大きく紹介されていましては市長も御存じのことと思います。

本市を貫流する那珂川は古くから水産資源の宝庫でありましたから、そこで使われておりました伝統的な漁具や漁法、川漁師の生活、川の恵みなど、さまざまなものが展示されておりましたから、来館者には那珂川が古くから自然豊かで魚類が豊富に生息していることなどを改めて認識されたものと存じます。

ところで、霞ヶ浦の汚染源は何かといえば、周囲の小河川から流入する雑排水を長年放置していたからであります。その汚れた水を那珂川の水で浄化しようとしたり、霞ヶ浦の汚水を那珂川に逆送しようとする国の事業には、全く理解できるものではありません。

ここで事情が全く異なる例を申し上げますが、この事業から連想されますのは福島原発事故により放出された放射性セシウムを含む指定廃棄物の最終処分場であります。候補地となった塩谷町住民がなぜこれほどの苦難を背負わなければならないのか。関係者の心境が理解できるところであります。

漁協側も豊かな川を孫子の代まで変わらない姿で残したいとする強い思いがうかがわれるところであります。栃木、茨城両県の漁協、漁連5団体は那珂川取水口建設差し止めを求めた訴訟が棄却されたことから、それを不服として去る7月30日、東京高裁へ控訴に踏み切っております。

そこで、この問題を漁連関係者のみに任せていいものでしょうか。私は前回の質問の中で、大谷市長には那珂川流域6市町による本事業に関する協議会設立の呼びかけ人となって積極的に行動を起こすべきではないでしょうかと申し上げた経緯があります。それに対し、市長答弁では、関係各首長に諮ってみるとのことでありましたが、質問から9カ月が過ぎた現在、本事業に関する協議会の進展はあったのでしょうか。さらに、那珂川取水口建設問題に対し、現時点で大谷市長の具体的な解決策がありましたら、お伺いをしたいと思います。

最後の質問、高齢者の地方移住促進策について質問申し上げます。政府は、去る6月30日の臨時閣議におきまして、人口減少を踏まえた地方対策の中で東京圏など的高齢者に対し、地方移住促進策を明確に打ち出したことは市長御存じのとおりであります。

そして、平成28年度中に、地方受け入れ拠点整備に向けたモデル事業を始めることとなりますから、高齢者を受け入れる地方には急を要する課題を突きつけられたわけでもあります。地方移住促進の背景には、東京圏内の75歳以上の高齢者が今後急増し、医療、介護サービス不足が深刻化するとして、施設や人材に余裕のある地方での高齢者受け入れの拠点整備に向け、平成27年度中にモデル事業を始めることとしております。

ここで思い起こしますと、私が中学校を卒業した昭和28年当時には、中卒者は金の卵とまで言われまして、都会の企業から労働力として歓迎されておりましたから、私の中学同級生の過半数近くが都会に就職を求めて旅立っていたことを記憶しております。

その金の卵を生んだ労働者が卵を生まなくなったからとして、廃鶏のごとく地方送りを推進する政策はいかかなもののでしょうか。都会に住む高齢者が困窮し、老後の支えを生まれ故郷の地方に求められれば、可能な限り手を差し伸べることも必要であります。地方の人口減少対策を理由として高齢者移住策は受け入れ側への負担の押しつけであります。

地方移住策は、政府が生み出す地方創生の目玉として掲げたものでありますが、全国47都道府県知事からのアンケートの結果、高齢者移住に賛成の知事は山形県など13名、反対は東京を含む6名、反対を明確にしない知事は栃木県を含め28名、以上47名であります。賛成とする知事の理由は、高齢者の受け入れにより地方の雇用を確保できるとしてありますが、その利点以上に移住者受け入れに伴う財政負担の増加が懸念されているところであります。

そこで私が現在、高齢者のためにいかほどの公費負担がされているか試算したところ、およそ次のとおりであります。本市の決算予算から計算をしますと、まず、介護保険に要する費用は1人当たりおよそ28万6,000円、後期高齢者医療費の負担は1人当たり一般会計から2万1,000円、これが国民健康保険加入者になりますと2万7,000円になります。次、保健衛生と清掃費や広域行政組合の負担金、これはおよそ1人当たり5万円。以上およそ36万円。以上のとおり、高齢者1人増えることにより行政経費は36万円、その他の費用を

含めれば40万円を超えるものと推測されることから、政府の安易な政策に同調すべきでないものと存じます。

そこで、次の2点をお伺いいたします。政府の高齢者地方移住促進策について、大谷市長はいかに判断されているのでしょうか。

もう1点、本市は高齢化率が32%を超え、栃木県や全国平均を上回っております。さらに、今年度中に団塊の世代全てが後期高齢者に達する中であって、本市の財政及び人的介護等に余裕があるのでしょうか。この2点についてお尋ねいたします。

以上で第1回目の質問を終わることといたしまして、御答弁をお聞きした後、必要に応じ再質問をさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは15番中山五男議員から、農政問題について、霞ヶ浦導水事業の反対運動について、そして高齢者の地方移住促進策について、大きく3項目にわたって御質問をいただきました。順序に従いましてお答えを申し上げます。

1番目の農政問題についてお答えをいたします。1点目の耕作放棄地の課税強化策であります。私も毎年増加し続ける耕作放棄地について、憂慮すべき事態だと、このように考えております。

全国における耕作放棄地は、滋賀県と同じ面積に匹敵する。このように言われております。本市における耕作放棄地の面積は、農地利用状況調査、農業委員会による調査でございますが、におきまして、平成26年度現在、約280ヘクタールとなっている状況でありまして、毎年増加いたしております。

市といたしましても、人・農地プランや農地中間管理事業の推進などを行いながら、関係機関と連携を図りながら取り組みを進めているところではございますが、なかなか目に見えた改善に至っておりません。その対応に苦慮している。これが実情であります。

こうした状況に対応するために、先般、国におきましては、耕作放棄地に関する課税強化策を打ち出したというところでございまして、その内容は議員も御指摘のとおりでございます。

この制度は、固定資産税の安さから持ち主が農地を抱え込み、集約や大規模化を阻んでいることを受けまして、耕作の見込みがない持ち主に手放すように促すために、農林水産省、総務省が耕作放棄地だけに通用する新税の検討に入ったものと認識をいたしております。

耕作放棄地の再生が比較的容易な農地が新税の対象になり、中山間地などの再生が難しい農地は対象とならないようでございますが、実際に新税として徴収する市町村の準備時間を要するために、導入までに数年かかるようであります。

また、栃木県知事は、北関東磐越5県知事会議で、一律課税が中山間地の農地荒廃を加速化させると懸念を表明しておりまして、同会議は国に慎重な議論を求める要望書を提出いたしております。

本市といたしましても、制度の動向も注視をしながら、農家、農村の負担増を招くことがないよう、関係機関との連携強化による情報共有を図りながら適切に対応するとともに、必要に応じ、国に対し制度見直しを求める要望を行ってまいりたいと考えております。

2点目の米生産農家等の保護策についてお答えをいたします。TPPは参加国12カ国間で交渉が行われております。今、大詰めの時期を迎えておりまして、この米につきましては日米2国間での交渉が展開されています。特に、米作につきましては、昭和45年度から始まった減反政策によりまして、現在に至るまで長い歴史を重ねてまいりました。平成27年度の経営所得安定対策では、米の直接交付金が7,500円に減額されまして、平成29年度産までの時限措置とされておりまして、平成30年度産には廃止の予定でございます。

このような情勢の中で、現在、国が示している方策では、米の直接交付金は廃止となる見込みでございますが、水田を活用した大豆、飼料用米、WCS用稲作等を作付けをした場合の直接交付金につきましては、食料自給率、自給力向上対策としては不可欠でありますことから、今後も継続されるものと推察いたしております。

平成26年度の食料自給率（カロリーベース）は、5年連続で39%となっております。これは高齢化の影響で食料の国内需要が減少する中で、国内生産も減少してきたためと分析いたしております。国では、実現可能な食料自給率を45%に見直し、その実現のため、消費者ニーズに対応した生産拡大に向け、農地の確保や担い手への集積、国産農産物の需要拡大、食育の推進などに取り組む考えを表明し、その上で食料自給率と食料自給力を維持、向上させていく考えであります。

議員御質問の本市独自の農畜産農家への支援策であります。現在、新規需要米（WCS用）の稲への作付け転換を推進する方策といたしまして、市内で生産されましたWCS用稲を購入した畜産農家に対しまして、1ロール当たり500円の助成金を交付いたしております。

平成26年度産の実績では、3,300ロールが市内農家で生産をされまして、そのうち1,550ロールを畜産農家が購入され、それに対して助成を行いました。ちなみに1ロール当たり単価は4,500円であります。

今後の農家等への支援策の方策といたしましては、JAと連携した付加価値の高い主食用米の生産、飼料用米等の新規需要米への作付け転換を推進し、主食用米のこの需要減少や全国的な過剰作付けの状況に対応してまいりたいと考えております。

栃木県内の飼料用米の作付け状況を見てまいりますと、9,300ヘクタールと4年連続、

全国1位であります。当JA管内における飼料用米の生産状況は、約72ヘクタール作付けされています。このうち、本市におきましては約46ヘクタールとなっています。また、付加価値の高い主食用米であります。JAにおいては、平成27年度産からゆうだい21号という新品種を南那須地区において4ヘクタールの作付けを開始いたしました。これらは付加価値の高い生産を目指すために取り組んだものでございます。

本市はまだまだ稲作を中心とする土地利用型農業が主流であります。これらの農業を見据えたときに、農業就業者の減少、耕作放棄地の増大等課題は山積であります。TPP交渉の妥結による農業への影響は計り知れないと思います。

このような状況において、本市においても5年後、10年後を見据えた地域農業ビジョン、具体的には担い手対策、生産力向上対策、付加価値向上対策、農村振興対策、農業・農村の基盤対策、消費・安全対策等における具体的な施策の検討を早急に進めてまいります。

議員御指摘のとおり、農家等への支援策についてもJA、県など関係機関と連携して対策を講じてまいる所存でございます。また、私といたしましても、少しでも早い、政府主導の支援等指導によりまして、日本農業の改革、再生を進めるべきとの観点から要望してまいりたいと思います。

2番目の霞ヶ浦導水事業の反対運動についてお答えをいたします。霞ヶ浦導水事業は、利根川下流部、霞ヶ浦及び那珂川下流部を結ぶ地下トンネルを建設し、霞ヶ浦、利根川及び那珂川の水を相互に行き来させることによりまして、霞ヶ浦と桜川の水質浄化、利根川と那珂川の流水の正常な機能の維持、都市用水の確保を図ることを目的に計画されたものでございます。

事業は、昭和51年に実施計画調査を開始し、国の直轄事業として昭和59年4月から着手しておりまして、利根川、那珂川、桜川の機場や那珂川から霞ヶ浦につなぐ那珂導水路全長約43キロメートルのうち、約14キロメートルが完成しているところであります。平成14年までに3回の計画変更がなされまして、全体事業費1,900億円でありまして、平成25年度末までに1,491億円が執行されたと伺っています。

今、裁判の状況であります。自分たちの役割は、那珂川の貴重な自然を孫子の代に残すことである。取水口の建設により、アユ等の魚類の吸い込みや迷入の危険にさらされることや、取水による那珂川の水量減少による下流域の環境の変化により、アユ、サケ、シジミなどの漁業資源に回復しがたい損害を与える危険性がある。また、那珂川の渇水期に霞ヶ浦から導水されることにより、霞ヶ浦からの外来魚の侵入による那珂川の生態系の破壊や、この那珂川の水の汚染も懸念されるとの理由から、平成21年3月に那珂川流域に漁業権を持つ茨城、栃木の漁業組合が原告となり、国土交通省、霞ヶ浦導水事業の一環として計画をしている那珂樋管の建設、使用の差し止めを求める訴訟が水戸地裁に提訴されました。

そして、平成25年からの審議を経て、昨年12月19日結審、本年7月17日に原告らの請求をいずれも棄却との判決が出され、さらには同月30日に東京高裁に控訴をされております。進展状況であります。昨年4月に那珂川流域関係6市町が、栃木県に対しまして、当導水事業の検証に係わる検討報告原案に対する意見として提出をいたしております。

内容を要約いたしますと、天然アユの遡上への影響、自然環境・生態系への影響について検討し保全に努め、さらに漁業関係者、観光関係者と住民への丁寧な説明を行い、理解を得るように求めていくとのことでした。このことは栃木県としての意見とほぼ同じ内容になっております。

本市といたしましては、この那珂川は日本の一の遡上、漁獲量を誇るアユの産地だけでなく、観光、文化の観点からも貴重であります。かつ本市を象徴する資源でございますので、生態系、自然環境に最大配慮されたものであってほしいと考えております。

今後はさらに県や那珂川流域、関係自治体との情報の共有や連携を行い、当事業への対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

3番目の高齢者の地方移住促進策についてお答えいたします。国は人口減少を克服し、地方創生をなし遂げるために、平成26年末にまち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口の将来展望を示すまち・ひと・しごと創生長期ビジョン、それを踏まえた今後の5カ年のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしております。

この中で基本的視点といたしまして、東京一極集中を是正する。若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。地域の特性に即して地域の課題を解決するの3点を掲げ、人口、経済、地域社会の課題に対し、一体的に取り組むことが重要であるとしております。

東京一極集中の傾向につきましては、近年、若年数の大都市への流入が増大をする一方、高齢者の都市部からの流出が減少しておりまして、東京圏への転入超過数が平成24年度以降、3年連続増加をしておりまして、東京一極集中の傾向が加速化しております。

一方、国の調査によりますと、東京都在住者のうち、50代男性の半数以上、また50代女性及び60代の約3割が地方へ移住の意向を示しておりまして、このような状況を踏まえまして、地方への新しい人の流れも取り組みの一環として日本版C C R C構想が推進されております。

日本版C C R C構想につきましては、本年6月の有識者会議により素案がまとめられまして、本構想の意義として高齢者の希望実現、地方への人の流れの推進、東京圏の高齢化問題への対応の3点を掲げ、これにより東京圏を初めとする地域の高齢者が、みずからの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要なときには、継続的ケアを受けることができる地域づくり実現・普及を目指しております。

なお、日本版C C R C構想は、高齢者の希望を実現する選択肢の1つとして推進するものでありまして、高齢者の意向に反し移住を進めるものではないものとしておりまして、今後は、この素案を踏まえた年末に最終報告をとりまとめ、平成28年度中にモデル事業の実施を目指します。このようになっております。

日本版C C R C構想推進による地方創生への主な影響であります。高齢者みずからの希望に応じて地方に移住し、そこで役割や生きがいを持って健康寿命を延伸し、できる限り長く活躍できるコミュニティが実現されれば、地方における人口減少問題の改善、地域の消費需要の喚起や雇用の維持・創出、多世代との協働を通じた地域の活性化などの効果が期待されるとしております。

しかしながら、高齢者の移住によりまして経済効果等が見込まれる反面、医療、介護費用等の地方負担の増加、高齢者の受け入れにより医療・介護従事者不足の深刻化などが懸念をされています。

本年4月に議員の皆様にお示しをいたしました本市の人口動向分析・将来人口の推計（中間報告）では、2030年に高齢化率が40%を超え、2035年には生産年齢人口の減少により高齢者1人を現役世代1人で支える。このようことが予想されています。7月に公表いたしました人口ビジョン骨子案では、この将来にわたって住みなれた地域で安心して生活が送れるよう、存続可能な年齢構成の人口構造を目指すとし、若者の希望を実現し、若年層の人口流出抑制、出生率の向上、さらには高齢化の健康寿命を伸ばし人口減少を克服するとしております。

そのため、日本版C C R Cの取り組みにつきましては、本市の人口構造からも長期的視点で考えると慎重に対応しなければならないと考えております。また、本市では、高齢者が住みなれた地域で暮らしていける施策を優先的に取り組んでいきたいと思っておりますので、高齢者の地方移住促進策につきましては、今後の国の動向に注視をしてみたい。このように考えております。

以上、答弁終わります。

○議長（佐藤昇市） ここで休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 約束の時間があと24分ほどしかありませんので。

それでは、ここから再質問を申し上げたいと思っております。今回の一般質問は先ほども申しまし

たとおり、3項目とも国策にかかわる問題を取り上げたところであります。その国の方針に対しまして、本市の市長の立場から判断されて、黙っているべきではない。だめなものはだめだと、そのようにすべきではないかと。それが全市民の代表としての市長の務めではないかと思っただけで期待を込めまして質問したところでありますが、大谷市長には少々消極的なところがあるようであります。

そこで、ここから何点か再質問を申し上げたいと思います。まず耕作放棄地の課税強化対策についてであります。先ほどの御答弁によりますと、政府の制度の動向を注視しながら、必要に応じ制度見直しを要望したいと。このように答弁されたと思っております。

そこで私が申し上げたいことは、この問題を大谷市長みずからが県の市長会等に呼びかけまして、そこで議論する考えはないでしょうか。新聞報道によりますと、福田知事もこのことについては強い関心を寄せているようです。いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども栃木県の福田知事につきましては、北関東の磐越5県知事会で、一律課税が中山間地の農地荒廃をさらに加速化させるということから懸念を表明しております。そのようなところから、私もこの耕作放棄地の課税強化策については、本当に本市の実情を見ますと、本市の圃場は中山間地域、当然でありますけれども、やはりこの平場と言われるところでもこういったところが大変多いわけですね。したがって、この転作と称しまして、毎年毎年耕作放棄地が増える。もちろん、米の買入れ価格の問題もあるんですけども、つくればつくるほど赤字だというようなことから、耕作放棄地が増えているというような現状にあるわけですから、さらにそういったものを加速させるようなこの法については、私も賛成はできないという立場をとらせていただきます。

したがって、こういった事態の市町村は25市町村の中で大変多いんですね。そういうところから、市長会等にぜひこの課税強化の見直しといいますかね、そういったところの要望、提案をしてみたいと思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

この項目でもう1点、これは担当課長の答弁になろうかと思いますが、1点、参考のためにお伺いしたいと思うんです。今回の耕作放棄地への課税強化策ですね。これは去年から始まった農地中間管理機構が進める農地の大規模化を後押しすること。これも側面にあるのではないかと、そのような報道もされております。

そこで本市内では、この農地中間管理機構による制度を利用して、担い手に貸し出すか、または譲渡された農地面積、これは目標面積に達したのでしょうか。実は過日の新聞報道により



ますと、栃木県全体ではわずか達成率は8%とのことですが、本市の実態についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） ただいまの質問でございますが、農地中間管理機構制度に基づく流動化でございますが、昨年、平成26年度からスタートいたしまして、本市における実績でございますが、これ、交付金の目的がありまして、経営転換協力金を目的とするもの。耕作者集積協力金を目的とするもの、それにかかわる中間管理機構を通しての集積ということに限定されてきます。

その面積でございますが、昨年、平成26年度中では850アールが動いております。これは流動化全体の中ではその一部でございますが、市全体としましては1,234ヘクタールになります。これが農地中間管理機構を通したもの、通さないもの合わせた合計の集積の面積でございます。

その目標を達成しているかどうかということでございますが、市のほうでは農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのを定めておりまして、その中で10年間、平成35年を目途にした集積を全体の60%程度というふうに書いてございまして、それですと、2,286ヘクタールがその目標の面積となります。そうしますと、今のところ、その面積からいいますと、まだ達成はしておりません。30%ちょっとになるかと思っております。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） わかりました。そうしますと、まだまだというところのようです。これはやはり担当課としても、この制度をぜひ理解されるように、各農家に普及してもらいたいと要望いたします。

次に、環太平洋連携協定、いわゆるTPP妥結に向けた本市独自の新たな支援策、これについて伺ったところ、特に目を引くような、農家が飛びつくような事業はなかったように思われます。ただ、畜産農家に対しては、昨年度、WCS用の稲を1ロール当たり、4,500円ぐらいですね、そのところ500円ほど助成されたということ、このことは決算書の中にも農政課の欄に乗っておりますから承知しております。

近年、畜産農家に対する市独自の支援策というのは、ほとんど行っておりません。最近はどうんどうんどうん畜産に関する費用、予算も決算も本当にほんのわずかになってしまったように思っております。さらに、畜産農家が事業主体で国庫補助事業、これは去年とことしもちよっと大きな事業を実施しておりますが、これも市の補助金に乗せというのはやっていないようであります。

特には、酪農家では、この飼料代の上昇、それに生産者の高齢化等で、本市でも少々酪農家

が減少していると担当者から聞いております。それで、これ以上減らないよう本市独自の支援策を考えるべきと思っています。市長、この畜産農家等に対する支援策について何かお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 畜産農家に限らず、農林畜産水産業は、私どもの基幹の産業と位置付けておりますので、この前も担当課には指示をしたところでございますが、この具体的な地方創生の戦略の中で、そういった今、大きな課題の農業担い手問題、あるいは後継者問題、さらにはこの今の遊休地もそうでございますけれども、何と言っても農業所得の向上対策について具体的な戦略の中で施策を打ち出していきたい。そのようなところから、こういった農林畜産業の農家に対して支援をしていきたいと考えておりますので、そういった地方創生戦略の中で具体化をしていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ぜひ酪農畜産関係についても、ぜひできる限りの支援していただきたいと私なりは希望しております。

次のTPP問題であります。政府はこの交渉の中で、関税撤廃から例外品として農産物重要5品目、これは米、麦、牛、豚の肉ですね、それに乳製品、砂糖を掲げまして日本農業を守ろうとしているわけですね。しかし、交渉は極めて困難と思っております。その5品目のうち、砂糖を除く4品目、これは米麦とか牛肉、乳製品ですね、これは本市の畜産農家にとって直接影響がありますから、ぜひ独自の支援策というのを進めるべきと思っているところであります。今後、これからもよろしく考えるべきと思っております。

先ほどの御答弁の中に飼料用米の作付け面積を推進するとありました。これはいかなる方法で推進しようとするのか。例えばその推進策の中に、栽培農家に対して市の独自の補助金を上乗せをするとか、そんなことになれば、農家も喜んでこの飼料用米の栽培に取り組むかもしれませんが、この辺のところは何か考えておりませんか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 米価がことしの買い入れ価格8,000円ということでございましたから、非常にことしは飼料用稲、いわゆるWCSの農家が増えたんですね。これはやはり私どもの農地はやはり稲作中心の農地が大変多いんです。したがって、そういうところから、田んぼに先ほどの麦であるとか、あるいは大豆を進めてまいりましたけれども、やはり土地改良区のできはあまりよくありません。やはり田んぼには稲作が一番合っている。そのようなところから、WCS、飼料用稲を推進させていただいているということでございます。

そういったところから、今はそういった優遇策はつけておりませんが、これもさらなる地方

創生の中の一環の戦略として、何かそういった支援策を検討していきたいと考えています。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） もう1点、この稲作のことにつきましてお伺いをしたいと思います。先ほどの御答弁の中で、主食用米としてゆうだい21、実は私、恥ずかしながらこの品種初めて耳にしたわけなんです、この作付け拡大に取り組むとしておりますね。この辺とえばまずコシヒカリが中心、そのほかなすひかりとか、あさひの夢などもつくっている方がありますが、ところで、このゆうだい21というのは、コシヒカリよりも食味がいいとか、収量が多い、つくりやすい、そういうようなことならば、農家もこれは進んで作付けするんじゃないかと思いますが、このゆうだい21の作付け拡大についてどのようなことを考えているのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほどのゆうだいといえますのはユニバーシティのユード宇都宮大学との連携をして生まれた米作ですね。いわばコシヒカリ米の改良種だというふうに聞き及んでおります。したがって、そのうまみ、粘りけ等はコシヒカリよりあるんだというようなふれこみなんですが、今、南那須地区で4町歩ほどつくられているんですが、そういったところで、大学が関連しているということもあるので高値で取引がされております。そういうところから、付加価値が高い商品ということでございますから、私はこういった推進をしたいというような考えを持ち上げていたんです。

TPPの問題は、これがやっぱり妥結になれば大変な影響を与えます。特に、米作が中心でございますから、それにも負けないという品質ブランド米をこれから米はつくっていく必要があると思うんですね。ですから、これからの台湾にしても、中国にしても、そういった富裕層は日本の米を欲しがっていますから、高くても買入れるというようなことで、ですから、結局安い米が入ってきても、品質で必ず勝るといような米をつくっていくことが、これからのTPPの対応の大きな視点になるのかなど、このように考えていますので、そういった1つの取り組みとしてゆうだい21ですか、これをご紹介したわけでありまして。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ただいま市長答弁の中に、海外に向けての農産物の輸出、そういうようなことに触れられたものですから、そのことについて1点申し上げたいと思いますが、栃木県の輸出量、これは主に牛肉ですね。それとか、スカイベリー、イチゴとか梨のニッコリ、それにブドウも少々復活しているそうです。しかし、総額でまだわずか6,000万円程度で、年々伸びているようでありますがまだまだ少ないと思っております。

そこで、このTPPに向けまして、本市農畜産物の市場を海外に向けまして、この生産者も夢を抱かせるような、そのようなことも必要だと思っておりますが、この農産物の輸出について、本

市からのですよ、何か方策、考えていることはあるでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど申し上げましたように、これからは国内も人口減少、少子化、高齢化ということでございますから、ますます米の需要は低くなることは目に見えているわけでございます。したがって、やはりこの自社のブランド米、この当地区の那須烏山産のブランド米は世界に売っていく必要を強く感じています。そのようなところから、具体的な施策は検討段階でございますが、先ほど台湾というお話をさせていただきましたが、議長等のお話によりますと、ますます高く買い入れる傾向はあるというような話も聞いておりますから、そういった議員各位の御支援をいただきながら、海外輸出に向けて前向きに検討させていただきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これは市長も承知しているとおおり、この環太平洋連携協定、これは近い将来に妥結するものと思っております。この後も本市の農畜産業がこの関税撤廃後も生き抜くために、市長はあらゆる支援策を講じると思っておりますので、これは農政課を中心にぜひ知恵を出していただきたいと強く期待を込めております。

次に、霞ヶ浦事業について質問を申し上げます。この質問は昨年続きまして2回目になりますが、この問題を私は漁協関係者から依頼があつて質問しているわけでもありませんし、関係者とも一切交流も、このことについての意見交換もしておりません。私独自の考えから質問を申し上げておりますので、この辺は御理解をいただきたいと思えます。

それで、前回の質問で、私は大谷市長に対しまして那珂川流域6市町の首長に呼びかけまして、霞ヶ浦に関する協議会を設立すべきではないでしょうかと提案したのに対して、先ほどの市長御答弁によりますと、まだまだそこまでは至っていないようであります。少々残念であります。

しかし、市長みずからも那珂川の自然の環境、生態系をこのまま残したいとする強い市長の思いも私に伝わってきたところであります。この取水口の工事は那珂川の生態系、自然環境を最大限配慮した工事であつてほしいというようなことですね。先ほどの御答弁でありました。それに那珂川流域関係首長と連携して取水口事業への対応を図りたいと考えていると、そのような答弁でありまして、この問題に対して市長が直ちに行動に移すとも判断できかねたわけがあります。

市長御記憶のとおり、霞ヶ浦事業につきましては、議会全員でもって平成22年7月、取水口の現地視察や国土交通省関係者と意見交換をした結果、本議会としては建設反対を貫くことで一致しております。これは市長も御承知のとおりであります。

さらに導水事業反対も漁連が10万人を超える反対署名もとっております。この判決では、この取水口工事は稚魚等が吸い込まれないよう工夫するとのことですが、卵から生まれて間もないメダカほどのアユの稚魚が吸い込まれないはずはないと私は考えています。ですから、さらにこの那珂川水系の生産資源に悪影響を及ぼすことは間違いないと思っているわけがあります。さらに漁協側も専門家の意見を聞きながら、さまざまな観点から科学的に研究をした結果、取水口差しとめを訴えているわけがあります。

市長、ちょっと話を変えますが、塩谷町の最終処分場建設問題では、見形町長がみずから身を挺して阻止すると宣言をしておりますね。さらに、近隣の鹿沼とか矢板市長も、最近の新聞によりますと、この選定を見直しすべきというような意見もどンドンンドン増えているようです。

そこで市長、1点お伺いしますが、この那珂川から深く恩恵を受ける地元市長が、この建設反対を漁協側に今後も任せておいて、裁判の成り行きをただ単に傍観していいものか。私は疑問を持っています。何かこの辺のところは市長として責任のある立場で行動を起こすべきではないかと考えておりますが、この辺について1点お伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 昨年12月の一般質問でも、この導水道問題について御質問いただいておまして、そのときの回答と変わるんですが、実はこの今までの協議会の経過を申し上げますと、平成20年3月に、栃木県と茨城県漁業組合の関係者によります霞ヶ浦導水事業の那珂川取水口建設中止を求める仮処分を水戸地裁に申し立てましたころなんですが、その当時、栃木県の6市町、茨城県5市町、11市町で設立をしている那珂川流域連携協議会というのがあったんですね。私は、その会長をしていたということもございましたので、茨城県側の市町村、この事業を賛成の立場ということもあったものですから、当時、栃木県の市長会の会長でありました前大田原市長と協議の上、この協議会の設立について相談した経緯はあるんです。こういった協議会の反対をしようじゃないかということですね。

しかし、栃木県、結果としては立ち消えになったんですけれども、それもやはりその協議会そのものも平成20年8月25日に解散になってしまったという経緯があったものですから、結果としてこれは幻に終わったという経緯も御理解いただきたいと思います。

そういう中で、協議会設立でございますが、栃木県内の那珂川流域の関係市町の今、6市町あるんですが、昨年4月に県に実は回答いたしておまして、先ほど答弁がありましたように、県の6市町の意見はほぼ同じでございます。栃木県も同じだというふうに理解をしておりますので、今、栃木県関係6市町はそのようなことで、この那珂川を守る、この環境を守る、アユを守るというような立場から要望いたしておりますので、そういうところでさらにこのことも

先ほどのT P P問題もありますが、あわせて市長会等で提案をして、さらにこの導水路の安全な説明ができるような対応をとるように、要望させていただきたいと考えています。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それぞれこの関係市長、町長においては、この問題についても相当温度差があるかもしれませんが、ぜひこれからは市長が中心になりまして、この問題、推進していただきたいと強く願っております。

けさの新聞に、本市の志鳥の滝口氏が主宰する田んぼの学校、これは市長も御存じかと思いますが、この田んぼの学校、志鳥倶楽部のことが大きく紹介されておりました。そこでは、本市の自然、那珂川のよさを守り続けるよう強く訴えております。このようなことから、ぜひ市長に御期待を申し上げまして、このことに対する質問は終わりしたいと思います。

では、次に最後に、高齢者の地方移住策についてお伺いしたいと思います。先ほどの御答弁を聞きますと、高齢者の移住によりまして、地方でもさまざまな利点もあると。そして、具体的に3点ほど挙げたかというふうに思います。

まず1点は、地方における人口減少の改善策になるというようなことでありますが、私、高齢者人口が増えたからといって市が活性化するものでも何でもないと思っています。現在、市の高齢化率は32%、近い将来40%にまで達すると。そのようなことになっておりますので、本市は、私も高齢者の部類ですが、この高齢者があり余っている状態でありますね。欲しいのは若者の転入ではないかと思っています。

2点目の利点として先ほど挙げたのは、地域の消費拡大にもつながるといわけなんです、都会からこの地方に移り住んだ方々がさほど消費拡大につながると、そこまでは私は考えておりません。さらに、対応施設をつくらなければならないとなった場合に、果たして本市にそれだけの財政的または人的な余裕があるのかどうか、私も疑問に思っているところであります。

もう一つ挙げましたね、地方との交流により本市が活性化する、そのようなことを申しあげました。どういう方が移住してくるかわかりませんが、人によってはそのことも期待ができないことはありませんが、都会暮らしの高齢者が田舎に来て、早速心を開いて交流するとは思われません。残念ながら、近年は私の近くでも、隣は何をする人ぞと、そんなことでお互い、干渉は極力しない。そのような風潮になっているわけであります。この辺のことで今、市長が挙げました利点となる3点ですね、このことについて何かさらに御意見がありましたら、お伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど日本版C C R Cを国としても地方創生の戦略で推進をしているということを申しあげました。それに沿って、それを実施をした場合に、市のメリット、ある

いはデメリット的なところを最初は一部触れたわけでございます。このCCRC、ちょっとこれ、私も適宜調べてみたんですが、英語なんですね。ちょっと調べてみたんですが、英語ではコンティニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティと言いまして、継続的なケアを提供する高齢者向けコミュニティという意味だそうです。

それをこの日本版に、米国でかなり急増しているということを受けて、日本版バージョンをつくらうじゃないかと、こういうことなんですね。そういう中で、こういうことについては、今議員も御指摘のとおりで、同感のところが大変私、多いんです。そういうところから、これについてのCCRC対策については、市としては慎重に対応していきたいと思えます。

そういう中で、私どもは高齢化対策も十分進めてはいるんですけども、今、いる皆さん、私たちの大先輩、先輩は、住みなれた地域で暮らしている施策を優先的には取り組んでまいります。したがって、この日本版CCRCについては、国のそういった動向などもつぶさに入れながら対応すべきだな。慎重な対応が必要だな、このように感じています。

なお、具体的に申し上げますが、今、豊島区との交流事業を進めております。防災協定に基づくいろいろな事業を展開しているんですが、その中で東京でも実は高齢者、そして福祉施設が足りないんですね。介護施設が足りないんですよ。何とか地方で受け入れてくれないかというようなこともございました。特に、豊島区の区長などは、ぜひ友好関係をもとにして、こちらの介護施設、これを開放してくれという要望が出ています。本当に都会の高齢化というのはむしろ地方よりは深刻です。急激に東京は進んでおりますから、友好関係を結んでいる都市からもそういった依頼があることも事実でございますので、ひとつ御報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 受け入れ、場合によってはやむなしというような考えを持っているようなんですが、先ほども私、申したとおり、高齢者の受け入れは、受け入れる、例えば那須烏山市の場合、医療、介護等に要する行政経費、私の試算では1人当たり年間およそ36万円ほどかかるというふうに先ほど申しました。私のはごく一部ですから、今回の決算書からずーっと全部拾い出せばもっともっとかかるんじゃないかと思っているんです。その一端です。

今、日本人の平均寿命というのは男女平均しますと84歳ですね。そうしますと、仮に60歳でこの那須烏山市に移り住んだ後、生涯を終えるまでの24年間、ここで住むこととなりますが、その24年間に1人当たりの公費負担はどのくらいになるかと言いますと、24年間掛ける仮に34万円でも864万円、これを自主財源から市が負担することになるわけで大変なことになるわけです。

市長、先ほどの御答弁の中にも、高齢者の地方移住促進策については国の動向に注視してま

いりたいとのことでありますが、この政府の安易な政策に同調すべきでない、私は強く感じているわけであります。

そこで伺いますが、このことにつきましても、県市長会等で話題に挙げまして見直すべきではないか。これは全市の、知事も交えた中での意見交換をするべきではないかと思っておりますが、この辺のところは、市長、そのような考えあるでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今回、中山議員の御質問は国策に関連する3項目でございますので、いずれの国策でも地方にとっては大変な重要な政策の一部でございますので、先ほどのTPP、霞ヶ浦、CCRC問題というような3項目にわたって市長会等で提言をして議論してみたいと思いますので、ひとつこのことも付け加えさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 私が議員の皆さんに約束した30分を残すということは守れなくて申しわけなく思っておりますが、それではここで、質問を終わりにします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、15番中山五男議員の一般質問は終了いたしました。  
暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

通告に基づき18番平塚英教議員の発言を許します。

18番平塚英教議員。

〔18番 平塚英教 登壇〕

○18番（平塚英教） 平塚でございます。本日、一般質問、3人目でございます。あらかじめ発言通告書を提出しておりますので、その順序に従いまして質問いたします。執行部に当たりましては、前向きで明快な答弁をお願いするものでございます。

まず最初に、医療保険制度改正法により、国民健康保険医療制度はどうなるかというテーマの質問でございます。国の医療制度改革法が5月1日、衆議院本会議におきまして自民、公明、維新の賛成多数で可決し、参議院でも5月27日に強行可決、成立しております。この法律は第一に、国民健康保険の財政運営の責任主体を平成30年度から市町村から都道府県に移管することになるものであります。

国民健康保険制度は1961年に始まり、自営業者や農家、失業者も含め被用者でない方々の命も健康も守るということで、市町村が運営主体となって住民誰もが医者さんにかかる



国民皆保険制度として実現をしたもので、今日まで続けられてきたわけであります。ところが、ここに来まして、国民健康保険税が高過ぎて払えないということで、全国では360万人を越す世帯が保険税を滞納し、多くの方々が正規な保険証が交付されず、必要な医療が受けられない。皆保険制度の空洞化とも言うべき事態が起こっている実情もあるわけであります。

そういう中で、国民健康保険の都道府県化は将来国民健康保険税の値上がりにつながっていく問題を含んでおりまして、政府は、平成30年度から国民健康保険財政運営を都道府県化する前提として、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議において、地方3団体、全国知事会、全国市長会、全国町村会の合意として、保険料引き下げが可能となる保険者への財政支援として公費拡充等による財政基盤の強化として、毎年3,400億円を国が交付する確認がされており、当面は平成27年度から3年間は毎年1,700億円、低所得者対策として交付するとされておりますが、本市におきましては、この交付金は幾らで、どのように活用されているのか説明を求めるものであります。

さらに、平成30年度から国民健康保険財政運営の都道府県化になるとは言いますが、その内容は、市町村でこれまでどおり異なる保険料の賦課徴収をするほか、所得水準や医療水準に応じた都道府県への納付、資格管理、保険給付の決定、保険事業などをしております。

一方、都道府県は財政運営の責任主体となり、都道府県内の統一的な運営方針の策定、市町村ごとの分担金額の決定や標準保険料率等の算定、公表、保険給付に要した費用の市町村への支払い、市町村が行った保険給付の点検などを行うとされております。

結局、都道府県が示す標準保険料率や厚生労働省がつくる新たな財政援助の仕組みは、値上げに保険料の標準化を誘導するものとなっていると考えるものであります。この平成30年度の改定に向けて、本市国民健康保険運営事務は現在どのような対策と準備を進めているのか、説明を求めるものであります。

改正法の第2は、都道府県が医療適正化計画で医療費削減の目標を持ち、地域医療構想とセットで病床機能の再編、削減やさらなる診療抑制を迫ろうとしておりますが、本市の公立病院である那須南病院へのこの改正法の影響がどのように考えられるのか。ベッド数の削減などが考えられるのか。その辺についてどのように考えているのか見解を求めるものであります。

今回の医療保険制度改正法の改悪の中身は多岐にわたり、市の国民健康保険運営にも重大な影響を及ぼすことが懸念されております。制度改正に伴う内容と市民の命と健康を守る対策について、その認識を伺うものであります。御答弁をお願いするものでございます。

次に、マイナンバー制度導入について質問をいたします。国民全員に12桁の番号を割り当てるマイナンバー制度は、国や地方自治体が各種の個人情報効率的に管理できるようにする制度で、当面は社会保障、税金、災害対応に活用するとしております。本年10月5日から番

号通知カードの送付、来年1月からは一部の行政手続で番号の利用が始まるとされており、希望者には写真付個人番号カードの交付をする作業を予定していると考えますが、その準備と体制はどのようになっているのか、説明を求めるものであります。

しかし、ここに来まして、日本年金機構の情報流出問題が露呈し、制度導入の土台が崩れた。国民の情報漏洩を防ぐセキュリティ対策があいまいなまま導入をすべきでない。また、国民のプライバシーの侵害、情報の悪用、犯罪の常態化につながる。国で3,400億円、また、企業、各事業所で1兆円もの巨額を投じて、この費用対効果も示されない状況である。徴税強化、社会保障給付の削減や国民監視の道具になりかねない。こういうことで制度導入そのものに問題があるとの不安が広がっております。

政府は、全都道府県、全市町村を対象に、総務省や厚生労働省も調査をしているということでございますが、マイナンバーの情報管理体制の対策はどのように進められているのか、説明を求めるものであります。さらに、本市の特定個人情報保護、評価をどのように行っているのか説明を求めます。さらに、第三者機関による点検が求められている本市の評価書関係の説明をしていただきたいと思っております。

本市がこれまでマイナンバー制度導入に当たって取り組んできた市庁舎内組織体制、そしてこれまでの仕事の内容、本市のマイナンバー制度導入に当たっての経費の総額、これからのスケジュール等マイナンバー問題で、栃木県の中で最もセキュリティが安心で市民に親切で理解の得られる説明、対策を行っている。というような市民の評価を得られる制度導入に向けての見解と対策を求めたいと思っておりますが、御説明をお願いしたいと思います。

次に、山・鉾・屋台行事の烏山山あげ行事のユネスコ無形文化遺産登録に向けた対策について質問を行うものであります。本市の山あげ行事が、全国34自治体の33団体の山・鉾・屋台行事が一緒になりまして、国連教育科学機関（ユネスコ）無形文化遺産登録を来年11月に登録を期待しているものでございますが、本市にとりまして現在はどうのような準備や対策を進めているのか。説明を求めるものでございます。

本市の山あげ行事関係部局や庁内の組織と山あげ行事関係の外部団体を含めた本市全体の組織を早急に設置して、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた対策、準備を進めていただきたいと考えますが、今、現在、どのような協議や対策が講ぜられているのか伺うものであります。

さらに、山あげ会館につきましても、大規模改修の検討が進められているやに聞き及んでおりますが、山あげ会館の改修の検討内容、これからの改修の進め方やスケジュール等についても説明を求めるものであります。御答弁をお願いいたします。

4番目の質問は、JR烏山線の利用向上対策と烏山駅周辺整備についてお尋ねをいたします。昨年3月から蓄電池駆動電車アキュムが導入されまして1年6カ月が経過しております。しか

し、私が以前から申し上げておりますように、新規車両が導入されましても、また、駅舎がリフォームされましても、JR烏山線の利用向上が図られなければ、JR烏山線を未来永劫にわたって存続することは難しいと考えるものであります。

現況では、残念ながら、10年前、20年前と比較をしましても、JR烏山線の利用客が減少しているのが実情ではないかと思われまします。やはり、危機感を持って那須烏山市の総力を挙げて市民ぐるみの本格的な利用向上対策が求められております。市当局の今後の利用向上対策を改めてお伺いするものであります。

さらに、烏山駅の駅舎周辺整備につきましても、地元住民参加の説明会が実施されて、かなりの期限がたったのではないのでしょうか。烏山駅前のJRバス関東車庫跡地等の、市が取得をして駅舎周辺全体を北側から南側の市の駐車場まで一体として、全面的に中期長期的な整備計画を立てる。それと当面は、山あげ行事ユネスコ無形文化遺産登録を目前にして、短期的な暫定的な整備に向けて具体的な整備計画を策定する。こういうふうを考えているものであります。以前、市当局は議会での答弁において、当面、烏山駅前の外部トイレ設置、また、観光案内所を早急に整備したいと。こういうような答弁があったと記憶しております。その具体的な計画や内容がまとまったのか。具体的に煮詰まっているのか、お伺いをするものであります。

ユネスコ無形文化遺産登録は来年の11月を予定しており、あとがありません。早急に議会や地域住民にその整備内容を公表していただきたいと考えますが、御答弁を求めるものであります。

5番目の質問でございます。烏山城の確認調査と活用について質問をいたします。以前にも質問で申し上げましたが、烏山城は中世の北関東を代表する名城の1つであります。烏山城は本格的な石垣を持つ城として学術的にも貴重なお城であります。この貴重な文化遺産である烏山城を後世まで引き継ぎ、魅力ある地域のシンボルとして地域の振興に活用できるように、城址全体の保存と活用の期待が高まっているところであります。

本市は、国庫補助事業を受けて、平成21年度から5カ年間確認調査を実施してきたところであります。烏山城は古本丸、本丸、西城、中城、北城、若狭曲輪、常磐曲輪、大野曲輪、通称五城三廓と言われております。これまでの調査はその一部を調査したに過ぎず、烏山城の実態を知るためには、中城、北城等の確認調査や三の丸部分の石垣、その周辺の測量調査等を継続をして行う必要があると考えます。

前回の質問では、継続して順次確認調査を進めていくと。今年度は三の丸の測量調査を予定し、国庫補助が受けられない場合であっても、市単独事業によって調査を進めたいとの説明がありました。また、先の東日本大震災により、正門脇や吹貫門脇の石垣の一部が崩壊して、本丸東側の土塁も亀裂が走るなどの被害が出ている状況でございます。復旧、保護対策もできる

ところから図っていききたいという説明でありましたが、その後の取り組みはどのようになっているのか。説明を求めるものであります。

この烏山城の起源は、応永24年、1417年12月に那須氏一族の那須資重が館を築き、翌年1月に移り住んだのが最初と言われております。したがって、あと数年で烏山城築城600年が目前に迫っております。この築城600年を記念して、市内官民を挙げた組織をつくって記念事業を検討し、実施していただきたいと考えますが、今後の具体的な対策をお伺いするものであります。

最後に、とちぎの元気な森づくり県民税の活用について質問をいたします。森林は、豊かな水や空気を育み、安全で安心できる郷土をつくり、さらには地球温暖化の防止にも貢献するなど、さまざまな広益的機能を持っております。こうした大切な森林を県民全体の理解と協力のもとに守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、栃木県は平成20年度から、とちぎの元気な森づくり県民税を導入いたしました。

納税義務者は県民税均等割と同じでございまして、個人は年額700円、法人は均等割額の7%、課税期限は平成29年度分までとのことであります。本市内で平成20年度から今年度まで県に納めたこの県民税の総額は幾らになっておりますか。また、本市内におけるこの県民税を活用して奥山林の整備、里山林の整備等の事業にどれだけ使用されたのか。もし、そのまとまった資料があれば公表していただきたいと思っております。

今回、提案いたしますのは、この県民税を活用して森を育む人づくり事業を県内では既に展開されているようではありますが、本市内におきましても、本市が独自に取り組んでおりますこのジオパーク構想に地元森林材等を活用して、その展示ケース等を作成して、市内公共施設や御協力いただける事業所等にそれを置いていただけるような取り組みができないかということでもあります。

元気な森づくりは農政課、ジオパーク構想は文化振興課ではありますが、各課横断的な協議を進めながら、まちづくりは統一して推進することが効果を引き出す確かな方法だと考えるものであります。本市内で展開いたしますジオパーク構想を県下へ普及するためにも、相乗効果を期待できるものとするものであります。

以上で、第1回目の質問を終わるものでございます。御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは18番平塚英教議員から、医療保険制度改正等により国民健康保険医療制度はどうなるかから、とちぎの元気な森づくり県民税の活用についてまで、大きく6項目にわたりまして御質問いただきました。順序に従いましてお答えを申し上げます。

1番目の国の医療保険制度の改正による国民健康保険・医療制度についてお答えをいたします。国民健康保険・医療制度につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するために、国民健康保険を初めとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずるために、本年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が成立をいたしました。

その中で、議員の御質問のとおり、国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させるために、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体を市町村から都道府県に移行することといたしております。市町村国民健康保険が抱える構造的な課題につきましては、年齢構成が高く、医療水準が高い、加入者の所得水準が低い、保険料負担が重い、財政の安定性に市町村間の格差があることなどが挙げられます。

このため、今回の制度改正は、これらの課題を解消し、国民健康保険制度の安定的な継続を図るため、財政運営主体が都道府県に移行することで市町村国民健康保険の脆弱な財政基盤を支援し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものにするというものでございます。

新たな制度運用の詳細につきましては、引き続き国と地方の協議となりますが、財政運営主体が都道府県に移行いたしますと、市町村の事務の標準化や効率化が進められることとなります。また、給付費に必要な費用は、都道府県が市町村に交付することになり、さらには将来的な保険料の平準化を進めるために、市町村ごとの標準保険料率等が提示されるなど中心的役割を担い、制度の安定化を図ることとなります。

一方、市町村でございますが、これまでどおり地域住民と身近な関係の中で、被保険者の資格管理や保険給付の決定、保険税率の決定や賦課・徴収、被保険者の特定健康診査などの保健事業に、引き続き地域におけるきめ細かい事業を担っていくこととなります。

現在、平成30年度の制度改正に向けて、県内市町村国民健康保険の担当者による検討会が設置され、財政運営分科会、資格管理・保険給付分科会、国民健康保険税分科会、保険事業分科会の4つの分科会において具体的な検討を行っており、円滑な新制度への移行のため十分に協議し、県と市町村及び国民健康保険連合会の合意形成を図ることといたしております。

また、県の医療費適正化計画につきましては、生活習慣病患者の増加、平均在院日数・入院期間であります、の伸び等による医療費の増加を抑制するために、健康診査等の受診率を高めて生活習慣病患者の予備軍を減らすとともに、医療機関の機能の分担、連携を通じて在宅医療を推進し、介護施設・訪問介護ステーション等を含めた在宅医療の充実を図ることといたしております。

本市におきましても、昨年度から特定健康診査の受診率向上のための被特定健康診査の個人

負担を無料化するなど取り組みを行ってまいりました。被保険者の健康維持、増進に努めているところでございます。

国民健康保険制度の安定的な継続を図るために、予防、健康づくりの促進が重要であると考えておりまして、今後も保健師による保健指導の強化を図るなど、被保険者の健康を守り、地域で安心して暮らしていける施策を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

2番目のマイナンバー制度導入についてお答えいたします。全国民に個人番号を付番し、個人を一意に特定をすることを可能とする行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法が2013年5月24日に成立いたしました。

マイナンバーは、住民票を有する全ての人に1人1つの番号を付し、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理するとともに、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものであります。

平成27年10月には、住民票を有する国民一人ひとりに12桁のマイナンバーが通知され、平成28年1月からは社会保障、税関連等の諸手続においてマイナンバーの利用が開始をされるとともに、希望者には申請方式により写真付の個人番号カードが順次交付されることとなっております。昨年度より本市を含め、全国の自治体、関係システムの改修や業務運用の見直し之急ピッチで進められているところでございます。

マイナンバー導入の最大の目的は、国民を区別しやすくすることであり、国民一人ひとりに固有の番号を振り分けることでスポーツ選手の背番号やゼッケンのように個人を識別しやすくなります。そして、数字でデジタルに識別できることで管理がしやすくなることもメリットの1つであります。さまざまな個人情報をマイナンバーとひもづけることで、一括して管理できるようになることが期待をされております。

一方、マイナンバーは、利便性の高い制度である反面、デメリットも指摘されております。これまでも国、県、市区町村におきましては、ホームページや広報紙による掲載、パンフレットの作成、配布など、さまざまな手法により周知を図ってきたところでございますが、中小企業におきましては、マイナンバー制度に関する認識不足や資金不足などからシステム改修が進んでいないようでございます。

本市におきましては、ことし5月に個人番号カードの啓発チラシを戸別配布したほか、6月に広報那須烏山へのマイナンバー制度にかかる特集記事の掲載、7月に商工会を通じて事業者向けの資料の配布を実施するなど、制度の啓蒙活動に努めてまいりました。今後は、9月にマイナンバーに関する簡易パンフレット（家庭版）の戸別配布、そして再度、広報お知らせ版や広報那須烏山への関係記事の掲載等を予定いたしております。また、関係システム改修につき

ましては、国の方針に基づき、昨年度から来年度にかけて順次継続的、段階的に進めている状況でございます。

しかしながら、果たして来年1月のマイナンバー利用までに本当に間に合うのか。また、国民一人ひとりが制度を正しく認識していけるのか。非常に懸念をされるところでございます。

さらに、マイナンバーでひもづけされる個人情報が多岐にわたります。当面の間は、税金関係、社会保障手続に限定されますが、将来的には銀行口座、犯罪歴などまで関連づけようという提案もなされていると聞き及んでおります。余りにも多くの情報がひもづけされると、万一流出してしまった場合のリスクも当然のことながら大きくなります。ひとたび悪用されたら、各個人が所有する財産等に被害を及ぼす危険性をはらんでおります。

議員御指摘のように、本年5月には、日本年金機構から125万件もの個人情報が漏洩し、大きな社会問題として注目を集めたところであります。これによりまして、マイナンバーの導入に関し、多くの国民から慎重な対応を求める声が寄せられている状況にあります。私としても非常に危機感を抱いているところでございまして、国等関係機関に対し、これまで以上に慎重な対応を強く要望してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、翌年1月のマイナンバー利用まで待ったなしの状況であります。情報の漏洩を未然に防止するために、情報セキュリティ対策に万全を期しているところではあります。さらに技術的なセキュリティ対策に努めるとともに、情報セキュリティポリシーに基づく職員への人的セキュリティ対策の徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、番号の利用、保管につきましては、行政のみならず、社員の給与、社会保険加入手続等を実施する民間事業者にも必要となります。国、県による普及啓蒙はもちろんです。市内の事業者の皆様方に対しましては、商工会、商工観光課を通じ、国から示された事業者向けの情報管理の指針に基づき、情報漏洩等には十分に留意されるよう周知を図ってまいりたいと考えております。あわせて、市民の不安払拭に努め、改めてあらゆる広報媒体を活用し、マイナンバー制度の定期的な周知、徹底に努めてまいる所存であります。

3番目の烏山山あげ行事のユネスコ無形文化遺産の登録に向けた対策についてお答えをいたします。ユネスコ無形文化遺産保護条約の締約国から選出された国で構成する政府間委員会や補助機関の審査が順調に進みますと、平成28年11月に烏山山あげ行事は、全国33の国指定重要無形民俗文化財である祭礼行事と一括されまして、山・鉾・屋台行事という名称でユネスコ無形文化遺産の代表一覧表に掲載が予定されております。

市といたしましては、烏山の山あげ行事がユネスコ無形文化遺産に登録され、国内外から多くの方々が本市を訪れることを想定し、全庁的な受け入れ体制の構築を積極的かつ計画的に推進していくための基本的な方向を示す対応方針を昨年12月に庁議決定をさせていただきます。

た。

受け入れ体制の基本的な考え方でございますが、観光客等が本市に訪れた際に、観光施設、行政庁舎等への道案内及び施設の利用に関して、言語の違いによる障害を軽減できる措置を講じるとともに、満足度の高いサービスの向上に努めることといたしております。

具体的には、今月末に本市の統一をしたデザイン、文字版フォント、カラー等を含めたサイン計画を策定する予定でございます。今後はこのサイン計画に基づき、既存の観光施設等の表示、道路案内看板等に英語表記を追加いたしまして、新設の看板類の英語併記、施設内の説明等の多言語化等を図ってまいりたいと考えております。

また、山あげ会館等の観光施設の展示コンセプトの再構築や多言語表記による説明の充実、J R 烏山駅前の整備、市公式ホームページの多言語化、動画掲載機能等を構築してまいりたいと考えております。

あわせて、J R 烏山線における I C カードの導入等の促進を粘り強く要望してまいりたいと考えております。また、関係団体との連携を図りながら、民間観光施設や飲食店における多言語表記の追加等の促進も図ってまいりたいと考えております。

一方、ユネスコ無形文化遺産は、山・鉾・屋台行事でございますので、全国に32の仲間との連携が不可欠でございます。このようなことから、既に行政、保存会レベルで交流のある鹿沼市の鹿沼今宮神社祭の屋台行事と広域的な連携を図ってまいりたいと考えております。

また、若衆団の人出不足等の問題に関しましては、烏山山あげ保存会との連携を図りながら、人的、財政的支援を含め、市としてでき得る限りの支援を行い、安定した山あげ行事の開催に寄与してまいりたいと考えております。

議員から御提案のありました庁内組織、関係団体との組織の立ち上げにつきましては、オール那須烏山受け入れ体制の構築の観点から、前向きに検討してまいりたいと考えております。御理解を賜りたいと思います。

次に、山あげ会館の改修についてお答えをいたします。平成3年に整備されました山あげ会館は、烏山市街地の中心部に位置しておりまして、本市における観光の拠点であるだけでなく、市街地のにぎわいを創出する地域活性化の拠点として大きな役割を担ってまいりました。来年の11月には、烏山の山あげ行事がユネスコ無形文化遺産に登録される予定でありますことから、山あげ会館の役割はますます重要になってくる。このように考えています。

現在の山あげ会館につきましては、山あげ祭で実際に使用する大屋台を展示した屋台展示場、勘助じいさんが栃木なまりで山あげ祭を紹介するミニチュア展示、そして、迫力ある山あげ祭の映像を紹介する大スクリーン映像を初め、資料展示場や観光物産コーナーが設置をされておりまして、観光客を楽しませてきたところでございます。



しかしながら、築25年近く経過をしております、施設の老朽化が目立ち始めました。また、大型観光バスあるいは障害者用駐車場が未整備であるほか、施設西側公園の環境整備や外国人観光客の受け入れ体制など取り組む課題が山積いたしています。ユネスコ無形文化遺産の登録が間近に迫る中、せっかく入館していただいた来館者に満足していただけるような施設改修による機能充実の必要性を強く感じております。

このようなことから、数ある公共施設の再編整備事業の中から、山あげ会館の改修を優先的に取り組むべき事業として選択をさせていただきました。これまで庁内調整に加え、烏山山あげ保存会、観光協会、当番町における自治会、多くの関係者と複数回にわたって意見交換を行ってまいりました。現在、いただいた貴重な提案、要望事項等を整理し、施設改修に向けたコンセプトの検討を進めているところでございます。年内にはコンセプトづくりに基づく具体的な機能拡充や改修内容について明確にして、実施設計に移行してまいりたいと考えております。具体的な改修内容等がまとまり次第、議員各位にもお示しの上、御意見等を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

4番目のJR烏山線の利用向上対策、烏山駅周辺の整備についてお答えをいたします。まず、JR烏山線の利用向上対策について御説明を申し上げます。先ほど久保居議員への答弁の際にも申し上げましたが、JR烏山駅や大金駅は、本市の公共ネットワークの拠点でもあります。利用向上を図ることは、本市の活性化を図るため極めて重要であると認識をいたしております。

利用向上対策といたしましては、毎年、烏山線を利用した市民号を企画いたしています。昨年は70名の参加者がございました。今年度もそれ以上の参加者を目指し、現在、参加者の募集を行っているところであります。以前から、利用者からの要望が多いSuicaの導入につきましても、JR東日本に対し引き続き粘り強い要望活動を行ってまいります。

またさらに、今年度は新たな事業といたしまして、市民団体による烏山線イメージ画コンテストを実施し、アキム中吊りに掲載していただきました。このことは今までにない利用向上対策でございまして、民間主導による新たな取り組みが広がることを期待しているところでございます。今後とも利用向上に向けて努力を傾注してまいりたいと考えておりますので、さらなる御理解、御指導を賜りたいと思います。

次に、JR烏山駅周辺整備についてであります。JR烏山駅は、鉄道による来訪者の玄関口でありまして、かつて那珂川町、市貝町、常陸大宮市を結ぶ路線バスの発着所でもございました。また、烏山市街地の中心に位置する中心市街地への発着所でもあります。また、中心市街地の中心に位置する中心市街地活性化の中核地になるべく拠点でもあります。まさに本市が目指すコンパクトシティに不可欠な公共交通ネットワーク、まちなか再生の拠点であると認識をいたしております。

しかしながら、駅舎西側のJRバス関東（株）旧烏山支店が、平成23年3月31日に閉鎖をされて以来、来訪者を迎える玄関口としては極めて寂しい環境となっております。このようなことから、本市における公共交通の生命線とも言えるJR烏山線の存続や地域活性化の観点から、JR烏山駅前の整備によるにぎわい創出の必要性を強く感じております。

現在、短期的整備の位置づけにあるにぎわいを創出するおもてなし空間を整備するため、JRバス関東が所有いたしますバス車庫跡地からコイン洗車場跡地までの用地3,159平方メートルの取得に向けた協議を進めております。あわせて、駅前整備の具体的方向性を示すために、JR駅前整備基本構想の策定を進めているところでございますが、策定に先立ちJR烏山駅の利用者を把握するために、5月28日木曜日と5月31日日曜日に交通量調査を実施いたしましたところ、烏山駅の乗降者数、平日で約1,000人、休日で約500人。このような結果であります。利用者が最も多い時間帯は、平時の午前6時35分発と午後8時02分着でありまして、そのほとんどが学生の利用であります。

このたび実施した交通量調査は、市内で観光イベント等が行われていない日を選んで実施いたしております。烏山の山あげ行事がユネスコ無形文化遺産に登録された後は、観光客の増加が見込まれるところでございますが、年間を通じ、多くの観光客が本市に来訪いただけるよう、誘客対策の検討が必要であります。

交流人口の増加は商店街の活性化に大きく貢献するものでございますので、今後、商工会、観光協会、地元商店街、JR東日本等の関係機関との連携強化を図りながら、魅力ある駅前活性化について具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

一方、烏山市街地における人口の動向を見てまいりますと、平成17年10月1日現在の住民基本台帳人口は6,500人でありました。本年7月1日時における人口約5,500人、約1,000人も減少している状況でございます。烏山市街地の活性化に向けた空き家あるいは空き店舗対策を初め、市街地再生の取り組みにつきましても、あわせて推進をしなければなりません。このように考えております。

5番目の烏山城の確認調査と活用についてお答えいたします。烏山城確認調査につきましては、昨年12月議会での平塚議員からの御質問にお答えいたしました。平成21年度から平成25年度までの5カ年間、烏山城跡全体の航空写真と測量図作成、古本丸、本丸、吹貫門脇の石垣の測量等を実施をし、調査の概要書を作成いたしました。昨年は、これらの調査結果の講演会、出土品の展示会、烏山城の見学会を行ったところでございます。

なお、今後の確認調査につきましては、国庫補助事業による事業計画が採択されたことによりまして、5年間、西城、北城、中城、三の丸跡の確認調査を実施することとなります。

本年度につきましては、三の丸跡の石垣の平面や断面測量を行い、石垣の積み方の正確なデ

ータを作成いたします。また、来年度は三の丸跡の平坦部分の調査で、建物跡の有無等を含めた確認調査を予定いたしております。

平成29年度以降は、平成28年度の調査状況を踏まえた上で順次確認調査を進め、国史跡として指定されるよう計画をしております。また、烏山城に関する講演会と見学会につきましても、昨年度大変好評でございましたが、11月14日の土曜日、烏山公民館で実施をすることといたしております。さらに、現在、烏山城に関するクリアファイルを製作中でございます。このような普及活動を進め、多くの市民に烏山城の魅力を知っていただきたいと考えております。

続きまして、烏山城築城600年を記念した事業の具体的な対策についてお答えをいたします。平成30年には烏山築城600年を迎えることとなります。そのため、議員からの御提案のありましたように、関係団体、有識者、行政等で組織する検討委員会を設置してまいりたいと考えております。具体的には、遊歩道の整備や説明看板の設置、除草、伐採等の環境整備といった築城600年記念事業の計画を策定し、準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

6番目のとちぎの元気な森づくり県民税事業についてお答えをいたします。この事業につきましては、平成20年度より大切な森林を守り育て、元気な森を次世代に引き継いでいくことを目的とし、とちぎの元気な森づくり県民税が導入され、個人にありましては均等割700円、法人にありましては均等割7%が税率として課税され、この税金を財源とし事業が実施をされております。

本市におきましても、本事業を活用した里山林整備事業に取り組み、平成20年度から平成26年度までの7年間、196.27ヘクタールの里山林整備を実施してまいりました。その内訳につきましては、地域で育み未来につなぐ里山林整備等が72.88ヘクタール、通学路等の安全安心のための整備が42.25ヘクタール、野生獣被害を軽減するための整備が81.14ヘクタールとなっております。間伐、下草刈りなどの地域の実情に応じた事業を行ってまいりました。今年度も整備エリアを新たに43.6ヘクタール追加し、事業を実施をしているところであります。

また、森を育む人づくり事業につきましては、那須烏山市育樹祭の財源の一部として活用するとともに、今年度は木製ベンチの作成を計画しております。

今般、平塚議員から新たにジオパーク事業への活用提案をいただき、県の林務担当部署と協議をさせていただきましたところ、ジオパーク事業では、この木材製品を活用することにより、市民の森林整備の推進に対する理解促進につながればとの判断から、補助対象になり得るとの見解でございました。

現在、ジオパーク事業としての計画では、化石等の展示台の作成を検討しておりまして、補助メニューは間伐材等の有効利用促進に該当し、1年当たり50万円までの補助金を受けることが可能となります。展示台の作成には間伐材を利用して、森を育む人づくり事業を活用することは、財政的な観点ばかりでなくて、双方の事業PRという点でも効果が期待されますので、議員御指摘のとおり関係課と相互連携し、補助金の採択に向けて全力で取り組んでまいりたいと思いますので、議会の御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁終わります。

○議長（佐藤昇市） ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時35分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 複雑多岐の質問に対して回答ありがとうございました。しかし、私が質問した内容について答弁がされていないのが幾つもありますので、これから順次質問していきたいと思います。

まず最初に、この国民健康保険の都道府県化の問題でございますが、先ほど質問しました中で、地方3団体というのがあったですね。全国知事会、市長会、町村会、知事会が主体なんですけれども、当初は国民健康保険税を都道府県が受けるに当たっては、国民健康保険財政が厳しいから1兆円ぐらい欲しいということで国のほうに折衝したんですよね。それで、大体1割ということで3,400億円に収まったと聞いております。

これについては、平成30年度から補填されるわけですけれども、当面、平成27年度から3年間については、1,700億円ですね、半分が交付されるということで、これ、本市においては幾らになるのか。その1,700億円の。もう既に来ているのか。これから来るのか。

大体被保険者当たり5,000円と聞いております。これ、低所得者対策でございますので、私としては特に低所得者に払うのは大変だと言われている均等割ですね、これを低減するようなことをぜひ御検討いただきたいなと思っているんですけれども、市長あるいは担当課長のほうでいかが考えますか。御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） では、ただいまの御質問に対しまして、私のほうからお答えさせていただきます。

今、御質問の国民健康保険税の制度改革による財政支援3,400億円を投入するという国

の考えが示されておりますけれども、こちらにつきましては、実際には国民健康保険税の軽減を受けている7割、5割、2割という世帯があるんですが、その国民健康保険税の軽減額を補填するというような制度になっておりまして、実際には平成26年から500億円投入されております。

平成27年度からはそれをさらに拡大して1,700億円を投入するということになっておりまして、その制度の内容につきましては、平成26年までは7割軽減世帯に対しては12%、5割軽減世帯については6%の税額軽減分の補助をするということだったんですが、平成27年度はそれを拡充しまして、7割軽減世帯については15%、5割軽減世帯につきましては16%、今まで支援対象になっていなかった2割軽減対象世帯については13%の支援をしますというような制度の改正になっております。

これを金額に換算いたしますと、今のところ、概算ですけれども、平成26年度の実績はもう決定しているので、これについては確定ですが、平成26年度が1,224万3,790円だったんですが、これを今回、平成27年度の改正で納税ベースは同じ程度としてみた場合、増額見込みが1,320万円ほどになるかと思えます。約倍ぐらいにはなるのかなという試算でおります。

こちらは、何に活用するかと言いますと、もちろん元々支援が軽減世帯に対する税額の補填ですので、当然うちのほうで税額がその分軽減されているわけですから、その収入の一部として活用するということになると思えます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） そこで、1,224万円受けていたところに、今度は1,320万円入るということでございますので、ある程度余裕があると思えます。やはり低所得者として負担が大変なのは均等割なんですよね。家族が多いと、それだけ額が上がりますから。だから、その辺、十分検討の上、引き下げを検討していただきたいと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 市民課長から、交付金についての実態はこのようなことで、私も再認識をしたところなんです。それを低所得者均等割へということでございますが、今の国民健康保険の認定もしていただくような提案を今しているんですが、実は国民健康保険会計、今、大変な厳しい火の車状態で、基金もなくなりました。そのようなところから、今、国民健康保険運営協議会に、来年もそういった税率の改正なんかもやはり視野に入れて検討してほしいと今、諮問しているところなんです。

そういったところの中で、この均等割の問題も議員各位からいただいておりますので、そう

いう中でこの軽減措置が図れるかどうか、国民健康保険の運営協議会の中で検討していただきたいなど、このように考えておりますので、ひとつ御理解ください。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） それで、平成30年度から、今後は都道府県に財政責任が行くんですよね。問題なのは、今までのそれぞれの市町村の税額も違いますし、それぞれいろいろな運営というか、中身も違うと思うんですが、それぞれの市町村は徴収をして、それはあげるけれども、その国民健康保険の一般市民の給付の運用上は今まで変わらないという理解でよろしいのかどうか。そこだけ確認しておきたいと思います、平成30年以降ね。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 平成30年以降は標準税率というものは県のほうから示されることにはなるんですが、実際の税率は市町村で判断していいですよということになっておりますので、その辺は今、平塚議員のおっしゃるとおりで、保険事業につきましても、従来やっております市町村の保険事業は継続してやっていく。ただ、今までも市独自で行っている、例えば特定健診の無料化とか、そういったものは当然に県内でばらつきのあるものですから、そういったものについてはこれまでどおり市の負担になるかもしれませんが、そういった事業は継続することは可能ですので、今よりも保険事業ができなくなるというようなことはありません。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） わかりました。そういうことで皆保険の本旨を守っていただきたいなと思います。

そこでもう1点のほうですね。今回の医療介護総合確保推進法関連で、都道府県が地域医療ビジョンを策定することが義務づけられます。地域医療ビジョンというのは、簡単に言うと、その医療費の適正化、これは医療費を削減しろというようなことだと私は受けとめておりますが、そうしますと、当然ベッド数を削減すると。こういうふうになってしまいます。

そうしますと、本市において、公立病院としては診療所並びに那須南病院があるわけですが、ベッド数という意味では那須南病院かなというふうに思っておりますが、その辺に今回のこの法改正で県が示す地域医療ビジョンの、これ、つくってみないとわかりませんが、影響を受けてベッド数が少なくなってしまうというようなことはあるのかなのか。それをどんなふうにとらえているか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） 今回の医療法の改正に伴って、今後の病床数がどう変わるかという御質問でございます。今回の改正に当たって大きく2つありまして、まず、地域医療構想ですね。いわゆるビジョン、先ほど議員のほうでおっしゃいました地域医療ビジョンを策定

しなさいということが1つの骨子。もう一つが、医療費の適正化計画を見直しなさいという大きな2つが、今回の医療法の改正に伴ってのポイントでございますが。

ただいまの特に、地域医療の拠点となっております那須南病院、こちらの病床数は今後どうなるかという御質問に波及するかと思いますけれども、これにつきましては、この地域医療構想ビジョンをつくる段階においては、市町村とともに、これは主体になっては県で作成する計画でございますが、市町村の意見、それから医療機関等の意見を聞きながら策定しなさいとなっております。

その中で、具体的に、これは県のホームページでも公表してございますけれども、2025年、団塊の世代が全て75歳になる2025年を目途に、この計画が策定されるわけですが、その中でもうたっておりますけれども、結論から申しますと、病床数は那須南病院としては現在150でございますけれども、150を維持するようなことで県のほうに報告をしているという状況でございますが、そのいわゆる機能別病床というんでしょうかね、機能別に分類しますと高度急性期、急性期、回復期、そして慢性期と、この4つの段階にこの病院の機能というものは分かれているところでございますが、現在は100床については急性期ということで位置づけになっております。あとは慢性期ということで、いわゆる50床が療養病床となっておりますが、これを今後10年先には、先ほどの急性期を回復期に50床移すような担い手をして、今後いわゆる回復期が需要が高まって病床数が少なくなるだろうという想定がありますので、トータルの病床数は変わりませんが、機能別にはその需要に合ったような形で対応するという方向を考えているということでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） そういうことございまして、とにかく診療抑制は国のほうで図ろうとしているんですけれども、やはり地域に住んで、ますます高齢化が進むということでございますので、何よりも那須南病院は地域医療の拠点でございますので、この国民健康保険制度とあわせて市民の命と健康を守る拠点だということで、これを守り発展させる方向で御検討いただきたいなというふうに思います。

続きまして、マイナンバー制度導入についてお尋ねをいたします。これについては大変複雑多岐でございまして、さっき質問して答弁になかったかなと思ったのは、窓口は住基ネット関係を基本とすると思うので、市民課が対応なのかなと思いますが、このマイナンバー制度を庁内ではどのような組織をつくって、これまで取り組んできたのか。

それと、2つ目は、特定個人情報保護評価の実施を本市はされたと思うんですけれども、これが国のほうがなかなか間に合わないということで、全国の市町村ではこれをやってからシス

テムプログラミングに入るということになっているんですが、みなし規定をもって、いいかげんにやっているところがあると思うんですけど、本市においては、この特定個人情報保護評価は、きちんと実施されたのかどうか。これを御回答いただきたいと思います。

さらには、自治体が公表するその評価書のうち、第三者による点検が求められているのは全項目評価書だけと聞いておりますが、本市はこの評価書を出したのか出さなかったのか。それが2点目。

3つ目は、住基ネットワークと情報系ネットワークの切断、これは論理的切断を実施しているというふうに聞いておりますので、この点については安心しました。

2つ目は、個人情報を情報系ネットワークに移動して作業する場合があるというふうに、市民課長のほうで答えておりましたので、これが日本年金機構の別な媒体に情報を移して、それから漏れたということの問題に波及しているのでございますが、本市は、この個人情報を情報系ネットワークに移して仕事をして、個人情報の保護をセキュリティですね、これを守る対策はどういうふうにするのか。これについての御回答をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） まず第1点目の、本市のこれまでの取り組み、どのような形で進めてきたかということでございますが、特定個人情報につきましては、基幹系システムで取り扱うこととなりますので、基幹系システムで取り扱っている関係課において検討委員会を設けて検討してまいりました。あわせて、セキュリティ対策につきましては、庁内のセキュリティ委員会、情報セキュリティ推進班、こちらのほうでセキュリティ対策を検討してきたところでございます。

続きまして、特定個人情報保護評価の件でございますけれども、これにつきましては、本年3月末までに個人番号を含む個人情報ファイル、いわゆる特定個人情報ファイルを1つの事務につきまして1,000人以上情報を保有する機関については、先ほど申しました特定個人情報保護評価というのを実施いたしまして、国の第三者機関であります特定個人情報保護委員会に提出しなければならないという定めになってございます。

この評価につきましては、業務を扱うシステムの改修が行われる前に実施するということとされておりましてけれども、本市においては3月、システム改修に合わせてことし3月に合わせまして特定個人情報保護評価のほうを実施いたしております。既にこの特定個人情報保護委員会のほうにその内容を提出済みでございますが、この委員会のほうで開設しておりますホームページにおきまして、本年3月27日付けで17の事務について評価結果が公表されております。それから、全項目評価につきましては、この個人情報ファイルが30万人以上が対象となるということでございますので、本市におきましては9項目評価だけということでございます。



す。

それと、3点目の情報系システムのほうで、個人情報策定する際の対策をどうするのかということですが、一番大きな部分につきましては、現在、いろいろデータを作成したものを保存する場合に、情報系システムのファイルサーバーのほうに保管をするという形になっておりますので、これにつきましては、今、基幹系システムのほうにもこのファイルサーバーのほうを設ける方向で検討を進めております。既に、そのシステムの主幹業者と協議が進んでおまして、経費をかけずに基幹系システムのほうにもファイルサーバーを設置できるということになれば、基幹系システムの中で作成したデータについては基幹系システムで保存できるということになりますので、情報系システムのほうにデータを移行して作業するというのもなくなるかなど、万が一持ち出して、情報系システムのほうで作業をするということになる場合は、暗号化はできるようなUSBメモリー等を使って、万が一の場合に備えたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 先ほど1回目の質問で言いましたように、栃木県で一番セキュリティの高い運用の仕方をしていただきたいなど。しかし、上り坂もあれば、下り坂もあれば、まさかということもありますので、そこはセキュリティには万全を期していただきたいと思えます。特に、この通知カードにつきましては、多くの市民がこの利用とか保管をどうしたらいいんだということでも市のほうに問い合わせしてくると。この制度自体もわからないということもあるだろうし、事業所の方々も本当に大変な負担が背負わされているので、そういう相談にも見えてくると思うので、できる限り懇切丁寧に、この制度について理解を深めていただきたいということをお願いしたいと思えます。

次に、山・鉾・屋台行事の問題でございます。これについては答弁のほうでいただきましたが、全国で34の自治体、33の山・鉾・屋台行事が国の重要無形文化財となっております。栃木県では烏山の山あげ行事、さらに鹿沼今宮神社祭の屋台行事、この2つが国の重要無形文化財となっております。

それで現在、鹿沼市では市会議員選挙がやられておりますので、9月定例議会が8月にもうやられているんですね。そこで新聞報道によりますと、この鹿沼市今宮神社祭屋台行事の国連教育科学文化機関ユネスコの無形文化財について登録されることを前提に、ユネスコ無形文化財遺産事業推進連絡協議会というのを設置しているんですね、鹿沼市では。

だから、うちのほうでも、できる限りこういうものを設置して、ユネスコに限らず、この山あげ祭が今後、10年後も20年後も30年後も安定してできるように進めていただきたいというふうに思うんですが、もう一度この組織設定について御回答いただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） ユネスコ無形文化遺産登録に向けた協議会につきましては、現在のところはあくまでも庁内の機関ということで進めてまいりましたので、議員御提言のように、鹿沼市のように外部団体も含めた協議会等の組織を早急に立ち上げできるように検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 次に、山あげ会館の大規模改修でございますが、今いろいろな、要するに山あげ保存会や観光協会の役員や、あるいは町内の自治会長やさまざまな方々に大規模改修についての意見等を聴取しているというふうに私は聞いておりますが、これはあくまでも中長期的に実施をすべき、したほうが良いというふうに思うんですよ。来年のユネスコ無形文化遺産登録に合わせるんだなんていう発想でなくて、やはりちゃんと腰を据えて足を地につけて、この山あげ会館の大規模改修、これは費用もかかりますし、進めてもらいたいなど。

ただ、来年のユネスコ無形文化遺産登録のときには、あの山あげ会館前の広場に、その関係団体や市民の皆さんが集まってお祝いができる程度の整備は早急に必要ではないかと私は思うんです。したがって、山あげ会館前に黒砂利の敷石みたいなものがありますよね。あれは取っ払って、あそこは舗装して、そしてバリアフリーで中に入れるような程度の整備を、これは大至急やる必要があるのかなど。こんなふうに思います。

それと、そのユネスコ無形文化遺産登録があるから、来年の秋、冬に山あげやるんだなんていう発想もあるようでございますが、私は無理やりそういうのをやらないで、あくまでも山あげは八雲神社の付け祭でやってきましたので、ちゃんとした期日にやると。それに備えて今回できなかった6町の屋台パレードとか、子供神輿のパレードとか、そういうものをあわせてやるというふうにしたほうが良いのかなど思っているんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） ただいまの平塚議員の御意見は、今後今、意見を各団体、意見交換をしたまとめをしておりますので、その中に今の意見も一緒に含めながら検討していきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 先ほど市長のほうからも触れられましたが、問題なのは、そのユネスコ無形文化遺産登録になったとしても、山あげが人材不足でできなくなっちゃったということになっては大変なことなんですよね。だから、それを回避するためにも、やはり前から私、言っていますように、人材バンクをつくるとか、市民の協力をもらえるような体制をつくるのか、そういうものが必要じゃないかなど。

ことし元田町の若衆が山あげを実際やったんですけれども、聞いてみたら、ことしの正月過ぎの節分祭以降、毎週土日、自分の土日をつぶして山あげの準備をやってきたと言うんですよ。それほど大変なんですから、ユネスコ無形文化遺産だということで浮かれないでね、これを本当にいかに守り続けるかということが一番大事なんでね、その人材と資金を安定して確保すると。これを検討してもらいたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） ボランティア活動に毎回参加していただいて本当に敬意を表します。そういう中で、山あげ祭の実行委員会の会長として、28日、私のほうから反省会はその前の2日にあったんですけれども、反省会はむしろ形骸的になっておりまして、具体的な反省は、ざっくばらんに意見を聞くことができないものですから、改めて私、28日、実行委員会長のもとで若衆、自治会長、忌憚ない意見交換会を開かせていただきました。

その中で、やはり出たのが、今、御指摘のように、これからどうして山あげ祭を継承するか。これが一番の大きな課題だということが若衆の代表から出ました。後日、この若衆と私と対面でちょっとお話し合いをしたいということで、それ約束したんですが、今言われたことは本当に喫緊の課題であります。したがって、保存会でも人材バンク等の創設は考えておりますが、やはりなかなか具体化になって進んでいないんですね。

したがって、そういったところは、さらに来年の当番町も、来年といいますかその次ですね、の自治会では前にはちょっとできないというようなことがあったんですが、これは何とかやるよということになってきましたけれども、それほど深刻でございます。

そういったところから、やっぱり若衆確保のための人材バンク等の創設は、いわゆるそういったソフト事業をやっぱりスピード感を持ってやるということを痛感しておりますので、その辺のところは現に若衆なり、そういった筆頭世話人の御意見等を尊重しながら進めていきたいと思っています。

あと、山あげ会館の改修につきましては、先ほど久保居議員が当初予算で1,000万円の設計費ということでございましたので、それを何とかスピード感を持ってというお話をいたしました。確かにそれでも短期的な中期的な恒久的な事業をやはり取り組んでいかなければなりませんので、来年度11月ということで迫っていたのでは、大規模の抜本的なことはなかなか難しいと私も理解をしています。

したがって、当面その11月に必要な受け皿として必要なお金を、まずは第一次的な事業費としてつぎ込んでいくべきだと思っておりますので、そういった意味では今の駐車場問題あるいはバリアフリー化の問題についても、観光協会の局長あたりからも強い要望が出ております。また、さらに、一方、第三者からの観光客からは、前に市道部分を石畳から舗装

をしたんですよね。そうしたら、ちょっと不満の投書が入りまして、昔の面影がなくなると、そういった伝統を残すべきだという、観光客からのそういったこともあることをちょっと報告しておきますが、そういうことも含めて、この駐車場問題については検討させていただきたいと思っておりますので、ひとつ率直な答弁にはなっていないかもしれませんが、そのようなことで御理解いただきたい。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） これはJR烏山線のいわゆる周辺整備ともかかわってくる問題なんですけれども、来年のユネスコ無形文化遺産登録に合わせてすべきことと、全体のグランドデザインをつくって、そして全体をどう整備していくかというのを混同しないほうがいいと思うんですよね。前にも議会の答弁で、当面は表のトイレ、そして案内所というようなことを言いましたが、これも仮設でいいんじゃないかなと、当面はね。

そして、全体計画が決まる中で1つ1つ整備をしていくというふうにしたほうがよろしいんじゃないかなというふうに思います。

群馬県の富岡製糸場も世界遺産になりましたが、行った人に聞きますと、私はまだ行ってきてないんですが、施設そのものはもちろん観光客を迎える体制にはなっていますが、まち全体がどこを駐車場にしてどこで休ませる、どこで食事をとってもらえる、どこで買い物してもらえるとこの全体で取り組んでいると言うんですよ。だから、本市においても、単に山あげ会館ということではなくて、市民を巻き込んで、その全体でどうするかということを考えることが必要ではないかなというふうに私は思っております。

そういうことで、なるべく早く烏山駅前の案内所とトイレ、それは間に合わせていただきたいと思いますが、これはどうでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） ただいま平塚議員のほうから、烏山駅前の関係につきまして御提言がございました。今の庁内会議におきましても、その方向に向けて検討いたしております。ただ、駅前の関係は、JR東日本の駅前広場ですね、バス関東じゃないところでありますが、そこもかわりがございますので、その辺との協議、あるいは道路との接続関係で都市計画の決定とか、建築確認申請とか、これは簡易なものであってもですよ、プレハブの形であっても必要になりますので、この辺のスケジュール等、今調整中ではありますが、なるべく今、御提案がありましたものにつきましては、来年度ですね、ユネスコ無形文化遺産登録までには間に合わせたいというふうに思っておりますので、その辺は御理解いただきたい。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） この件については、多くの議員が質問するわけがございますので、

この程度で。

烏山線の利用向上でございますが、この間、市民号の運営委員会がありまして、そこで参加したんですが、総合政策課のほうから烏山線の1日平均の乗車人数というのとか、烏山線の利用状況とかね、こういう資料をいただきましたので紹介しておきますけど、2000年度には烏山駅で800人を超えていたものが現在は500人程度だということで、大金駅も400人を超えていたものが今300人だよということなんですよ。

それで、烏山線全体では宝積寺烏山間は、1987年のころは2,600人ぐらいいたのかな。3,000人近かったんだね。現在は1,445人ということでございますので、一般的に1,500人、1日当たりね、利用してもらえると営業収支が均衡するという目安になっているということでございますので、それより若干下回っておりますので、これは本格的な利用対策が必要かなというふうに思うんですけど、時間がないので。

それで続けて質問しますが、先ほど同僚議員の質問の中で、トロッコ列車で交流人口を受け入れてやっていますよというんですけども、担当課の職員は本当に休み返上で受け入れ、本当に御苦労さまでした。しかし、これについては、もう2カ月ぐらい前にはそういうトロッコ列車が来るよというのわかっていると思うんだよね。だからもう早目に協力していただきたい団体には、早目に情報提供して協力してくれという体制をとっていただきたいなど。おもてなしの仕掛けを早くしてください。

それと、市長、私、佐野市の話ばかりして申しわけないんですが、佐野市の岡部市長は名刺をいただくと、名刺が佐野市の観光案内PRと名物とか、そういうものを紹介するパンフレットみたいな名刺なんですよ。だから、トップセールスではありませんが、市長もやはり市を代表する人なので、那須烏山市のPRが市長のPRもできるし、観光PRもできるような、そういうような仕掛けをつくっていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） その名刺は私も本当に取り入れるべく今、担当課のほうに指示をしてそのようなあれも、営業戦略隊の名刺として使うべく今検討しています。私が営業戦略隊の隊長ですから、以下隊員もそのような名刺を市の山あげ祭、そのようなことでも準備できているんですよ。そのようなことで対応させていただくということで考えておりますので。ありがとうございました。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 次に、烏山城の問題でございますが、私が先ほど紹介しましたよう、那須宗家の沢村五郎資重さんが今の烏山城に、古本丸だと思うんですが、館を築いて住んだのが600年前だよということなんですけど、この沢村五郎資重と私は言っているんですが、那

須資重さんの宝篋院等が一乗院の本堂の南側の高いところに安置されております。祀られております。これは旧烏山小学校に昔一乗院が埼玉の行田から来る前に、成田氏長のおじいちゃんが来たんだけど、お師匠のね、その前に那須があったんですよ。その那須のお寺は金剛寿院というんですけど、今、大田原に行っちゃっているんですよ。そこにお寺は行っても、資重さんのお墓は行けなかったんだよね。だから、残ったんです。それをこっちに移したのが今、一乗院に那須資重さんのお墓があるんです。これもぜひ文化財のほうに御検討いただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） そちらにつきましては、今後、調査研究課題とさせていただきます。早急に調査のほうを進めたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） ぜひ600年の主人公でございますので、ぜひ文化財のほうを御検討いただきたいと。あわせて、この烏山城にゆかりがあるものとして、三の丸の下には下屋敷があつてね、これは今、アラマンさんのものがございますが、私もあそこで那須与一没後800年祭をやった記憶がありまして、そのときにあそこを使わせてもらったんですが、そのときにあの築山があるんですが、築山の向こうに城山があるんですよ。その城山まで築山になっているようなお庭でございます。それもあるし、野上の沢村家には、そのお城の門があるんです。

これも烏山城築城600年の例えば関係で、少しずつ御理解を得ながら、その烏山城にまともていくような、あるいはその下屋敷についても、何とか城山と一体でございますので、あれを何とかそういう形で協力していただいて守れないかなというふうに思うんですが、その辺の考え方について市長、お願いします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 三の丸の館及びその山門ですね、そのことについても聞き及んでおりまして、できれば今、御提言のそのようなことにちょっと御協力をいただければ大変ありがたいことですので、当事者とよくその辺のところは組織されている庁内委員会のほうに指示をいたしまして、さらにその調査をされて御協力がいただけるのか。前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 那須氏築城600年については、屋敷町の自治会の役員さん方も十分承知をしております。幾らでも協力しますよと。あそこは大久保家の家臣団の方々が多いわけでございますが、しかし、もともとは那須家だということも理解していただいて協力する

よというふうになっておりますし、商工会のほうでも会長を先頭に築城600年については何かやりたいなどと言っておりますので、行政のほうとしても一緒になって検討しながら、この烏山城の歴史とこれからの発展の礎になれるような方向を築いていきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、18番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時30分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

通告に基づき3番滝口貴史議員の発言を許します。

3番滝口貴史議員。

〔3番 滝口貴史 登壇〕

○3番（滝口貴史） 議長の許可を得まして質問いたします。傍聴席の皆様、朝から御苦労さまでございます。一般初日最後になりました。3番滝口貴史でございます。

今回は5項目にわたり質問いたします。質問は短く簡潔に行いますので、市長を初め執行部の皆様には同様の答弁をお願いいたします。

1点目、中学校の教科書採択について。平成28年度より中学校の教科書が新しいものとなります。先の3月定例会でもお聞きしましたが、教科書の採択については、昨年、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正が行われました。

法の改正に伴い、昨年11月4日に行われました県の教育委員会の定例会において、新たに矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町によって構成される塩谷南那須採択地区が設定されました。改正された法では、共同採択地区の市長、教育委員会は規約を定めて採択地区協議会を設け、その協議に基づいて教科ごとの統一の教科書を採択しなければならないと定めております。

本市教育委員会といたしましては、塩谷南那須教育事務所管内と3市3町で行うこととあります。3市3町ではどのような教科書を採択したか。また、理由を公表していただきたいと思っております。特に、歴史公民の教科書は全国的にも話題となっております。歴史教科書、公民教科書、それぞれどのような過程で採択されたか。また、再度なぜ市単独では採択できなかったか簡潔にお聞かせ願いたいと思っております。

2点目、義務教育下における携帯電話、スマートフォンの小中学生の取り扱いについて質問いたします。小中学生の携帯電話、スマートフォンの利用率が全国的に高まっています。イン

ターネットトラブルが多い今日、家族間のルールを決めることが一番大切なことではあります  
が、スマホのトラブルは増えているばかりでございます。

この8月に南那須地区のPTA研修会におきまして、インターネットトラブルの事例を研修  
いたしました。子供を守る安心、安全、市としての独自のルール、ときによっては条例を策定  
し子供を守らなければならないと思います。いかがお考えでしょうか。

3点目、AEDと市職員の救急救命講習についてであります。AEDの普及が高まってお  
ります。市有施設の中でAEDの設置状況はいかがであるかお聞かせ願いたい。また、市内にお  
ける市有施設以外の設置状況などはこちらで把握しているか。また、地域間格差についてお聞  
かせ願いたい。また、市職員は全員救急救命講習を受講しているかお聞かせ願います。

4点目、2022年、栃木国体について質問いたします。栃木国体については、先の議員全  
員協議会において、本市はアーチェリー競技を開催するということになりました。まずもって、  
関係各位の努力を感謝いたすとともに、剣道、ゴルフ競技を誘致できなかったことはとても残  
念であります。しかしながら、決定いたしましたアーチェリー競技、ぜひ成功を収められるよ  
う粛々と準備を願います。

アーチェリーという競技を皆さん、イメージしてください。スポーツの中ではあまりメジャ  
ーなスポーツではないと思います。我々もルールも知らない正直思っております。ですから、  
この2022年、本市で行われるまでに我々もルール、また、競技の楽しさを知らなければな  
りません。市民に対する意識向上について、また地元国体選手の育成についてもあわせて  
お聞きします。また、少年の部では、現在の4年生、5年生が少年の部の選手候補であります。  
ほかの市に先駆けまして市独自の強化を図ってはいかがかという質問をさせていただきます。

最後に5点目、公共施設再編計画グランドデザインについて質問いたします。合併10年が  
経過し、市庁舎問題を初め公共デザインのあり方について1点目、市庁舎問題について。旧烏  
山町と旧南那須町が合併して10年が経過しようとしています。この間、市民の生活を最優先  
とし、教育、福祉、医療の充実を柱にさまざまな取り組みが展開されてきました。

しかしながら、合併協議の1丁目1番地であった新本庁舎の整備について、いまだ何の進展  
も見られません。ことし3月に策定された公共施設再編整備計画では公共施設の統合、再編に  
向けた4つの基本方針を掲げており、庁舎整備のあり方に関する優先検討が基本方針の第1番  
目に打ち出されています。

昨年12月の定例議会におきまして、まちづくりプラン11プラス2について優先順位に  
ついて一般質問をさせていただきましたところ、平成29年までに新武道館、また、新歴史資  
料館、山あげ会館のリニューアル、JR烏山駅前の整備の4つのプランを優先するという答弁  
がございました。



現在、事業の実現に向けて着実な実行が行われていると推察いたしますが、やはり10年目を迎える今、原点に立ち返り、新本庁舎のあり方について明確な方針を打ち出すべきと考えます。

先に先輩議員が同様の質問をしたところではありますが、合併協議の経過、議会の議決を得た総合計画における庁舎の位置づけ、加速する少子高齢化の動向等を踏まえ、再度確認の意味で庁舎整備のあり方に関する市長の見解を伺います。

2点目、仮称栃木フットボールセンター整備構想について。県のサッカー協会では、TFAゴールドプラン2022を策定し、そのプランの中では県民人口の2%のサッカーファミリー、選手、指導者、審判員の目標として活動しております。現在は2万5,715人、県民の1.3%のサッカーファミリーで、選手登録は1万7,881人、チームは579チームが登録し、各種別ごとに活動しております。その主な活動の基盤となりますサッカー場は、まだまだ不足している状況にあります。

また、全国的に見ますと、既に26の都道府県でフットボールセンターが整備されており、そこを拠点に協会活動が活発に展開されております。このような中、本県でも、広域財団法人日本サッカー協会が平成26年に創設したフットボールセンターの整備に対する助成制度、上限1万円を有効活用し、対象自治体と緻密な連携、協力により早期に整備したいと考えております。

また、フットボールセンターが単なるサッカーの拠点だけではなく、さまざまなスポーツや市民の健康づくりや高齢者の生きがいづくりの場、さらには防災の拠点をあわせ持つなど、公益的な機能、役割を担うことが可能であり、ひいては地域の活性化、地域のスポーツ文化の醸成に大きな役割を發揮できることと理解をいただくというものでございます。

先般の新聞の報道で、矢板市がいち早く名乗りを挙げました。鹿沼市、小山市も同様だそうです。このことも踏まえ、那須烏山市としてはどうお考えか。簡潔に答弁いただきたいと思っております。

以上質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは3番滝口貴史議員から、中学校教科書採択についてから公共施設再編計画ランドデザインについて、大きく5項目にわたりまして御質問いただきました。その順序に従ってお答えを申し上げます。

滝口議員御質問の1番目の中学校教科書採択、2番目の携帯電話、スマートフォンの小中学生の取り扱いにつきましては、教育長より答弁をいたしますので御了承願います。

3番目のAEDと市職員の救急救命講習についてお答えをいたします。AEDの公共施設への設置状況につきましては、平成27年8月1日現在、庁舎を初め小中学校など計48施設に設置しております。台数につきましては51台保有いたしております。なお、設置場所につきましては、市のホームページ等により幅広く周知をしているところでございます。また、民間施設の設置につきましては、JR烏山駅を初め医療機関（歯科医院を含む）15台、介護施設9台、一般企業11台など、計47施設に設置をされている状況でございます。

このほか、市内で開催されますマラソン大会あるいは市民運動会におきまして、不測の事態が生じたときにすぐに駆けつけまして、応急処置を施すためのAEDを携帯しているところでございます。

今後につきましては、小中学校の体育館への追加設置を進めておりまして、今年度中には設置が完了する予定となっております。

議員御質問の地域間格差につきましては、公共施設があまりない地域での対応を想定されているものと推察をいたします。その対応といたしまして、自治会公民館等の施設が考えられますが、日中は施錠され、無人でありますことから、有効活用が困難となる問題があります。このことから、具体的な提案として申し上げますと、AEDを市で用意いたしまして、各地域の皆様が利用する24時間営業のコンビニエンスストアや郵便局等に置いていただき、万が一の際に御尽力をいただけるような地域サポーター制度の創設を検討していきたいと考えております。

なお、当該事業を行う場合には、配置状況や地元の皆様の御理解、御協力が必要でございますので、市民全体での協力体制が不可欠でありますので、どのような整備体制がいいのか検討してまいりたいと思っております。

次に、職員の救急救命講習の受講状況についてお答えいたします。本市では平成9年度から、市の新採用職員を対象に講習会を実施しておりますが、平成24年度には、公共施設にAEDを配置しましたことから、職員向けにAED講習を開催し、20名の職員が受講いたしております。また、今年度につきましては、7月に職員向けの救急救命講習を実施し、18名が受講しておりまして、今後あつては全職員が受講できるよう対応してまいりたいと考えております。

一方、市民の皆様にも関心を持っていただくように心肺停止者に対して早期に救命手当が行えるように、毎年健康福祉まつり等イベント時にAEDの取り扱いを含めた講習会を開催いたしております。昨年度は消防職員とともに市民の皆様の学校、一般事業所等を対象といたしまして、救命研修会を40回開催いたしまして、延べ受講者909人となっております。救急救命の関心が高まっております。今後は救急救命の技能維持等のための再講習を受けることも

推進をしていかなければならないと考えております。

4番目の2022年栃木国体につきましては、3点の御質問がありました。1点目の本市における競技採択についてでございます。競技採択につきましては、県内の各競技団体が開催意向をし、まちと調整をして国体準備委員会が決定する流れとなっております。本市ではゴルフ、アーチェリー、剣道の3種目についてこの開催意向を示しました。誘致活動を進めてまいりました。滝口議員にもゴルフの推進方御協力をいただきましてありがとうございました。

その結果でございますが、先般開催された国体準備委員会総会第2回準備委員会におきまして、3競技のうちアーチェリーの会場として単独開催が決まりました。大桶運動公園での開催の内定をいただいたという経過でございます。

次に2点目の市民における意識向上についてであります。国体は、我が国最大のスポーツの祭典でありますので、昭和55年に開催された栃の葉国体以来、本県での開催となります。本市といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、アーチェリー会場となりますことから、オール那須烏山体制で全国の選手あるいは関係者を歓迎する必要がある。このように考えておりました。なお、具体的な周知活動については、今後調査検討をしてまいりたいと考えています。

3点目の地元国体選手の育成についてでございますが、県といたしましては国体の天皇杯・皇后杯獲得、その後安定した競技力の確保及び恒久的なスポーツ振興を図るために、平成27年3月にとちぎビクトリープランを策定し、計画を推進しているところでございます。

本市におきましても、本年1月に文武両道教育推進事業といたしまして、神奈川大学駅伝部を講師として招き、市民の皆さん方を対象に陸上教室を開催し、多くの市民に参加をいただきスポーツの振興を図っているところであります。

また、本市が会場となりますアーチェリー競技につきましても、日本体育大学との連携も視野に入れながら、陸上競技と同様に市独自の強化策の一環といたしまして、アーチェリー教室の開催に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

その他の競技につきましても、体育協会等での活動や毎年開催しているスポーツ教室の中で選手の強化を図ると同時に、指導者の意識や指導力向上も図ってまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

4番目の公共施設再編計画グランドデザインについてお答えします。久保居議員の答弁にもお答えをさせていただきましたが、現在、本市におきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づき、那須烏山市人口ビジョン、那須烏山市総合戦略を策定の上、本市独自の人口減少対策に取り組むことといたしております。

同時に、まちづくりのグランドデザインについても検討を進めているところでございます。

このグラウンドデザインにつきましては、コンパクトシティの具体化に向けて平成22年度に策定いたしました都市再生ビジョンの内容を踏襲しながらも、新たな社会情勢の変化、早急な対応が求められる課題を踏まえて見直しを図るものでございまして、10年後、20年後を見据えた公共施設の再編整備を促す長期誘導計画の位置づけといたしております。

御質問のございました庁舎問題につきましては、東日本大震災からの復旧復興や本市独自の地方創生の取り組み推進など、多くの課題が山積しているところでございますが、早急な対応が必要であるということは十分認識をいたしております。

まずは既存公共施設を有効活用した暫定運用を図りながらも、市民の利便性と職員の効率性の向上に向け、本庁方式による一元化を視野に入れた組織の見直しについて調整を進めるとともに、烏山・南那須両市街地における都市機能の役割分担を検討する過程において、本庁舎整備に関するあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目のとちぎフットボールセンター整備構想についてお答えをいたします。とちぎフットボールセンター整備構想は、県版Jヴィレッジ構想として、栃木県サッカー協会が主体となりまして、県内自治体に事業提案を行い、資金面や用地確保の協力を得てサッカー場の整備を進めるものでございます。

整備構想の大きな目標は、地域の活性化、栃木県サッカーの振興、全国交流の場の創設、2022年栃木国体での総合優勝を目指す拠点施設整備の4つであります。全国レベルの大会を開催することによりまして、レベルの高い試合が間近で観戦可能となるとともに、指導者の育成強化を図るだけでなく、グラウンドゴルフ場として使用するサッカー以外のスポーツにも使用可能な機能を持たせるようであります。

今後は、栃木県サッカー協会の関係者から、整備手法や財源などについて自治体の提案がなされることになっておりまして、本年12月にも候補地が決定されるスケジュールとなっております。仮に、本市へのフットボールセンターの誘致が実現をできた場合、スポーツの振興だけでなく那須烏山市の活性化にも大きく貢献できるものと期待を寄せております。

このようなことから、まずは栃木県サッカー協会にスケジュール、財源割り当て、その後の維持管理などの具体的な話を伺い、本市からも候補地として名乗りを上げられるよう、公共施設跡地の有効活用も視野に入れながら、適地となる候補地の選定について積極的な検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上答弁といたします。

○議長（佐藤昇市） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、1番目の教科書採択についてお答えをさせていただきます。教科書採択の手順につきましては、教科ごとに差があるわけではありませぬので、一括し

てお答えさせていただきます。

教科用図書、いわゆる教科書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであるということ認識し、学習指導要領に示された目標及び内容を基本として研究調査を行い、採択地区の児童生徒に最も適切な教科用図書を選択するという基本に基づき採択が行われております。

義務教育諸学校において使用する教科書は、法令で4年間同一教科書を採択することが定められております。また、特別支援学級においては、毎年採択することになっております。今年度は、平成28年度の中学校用及び特別支援学級で使用する教科書の採択が行われ、この7月に採択教科書を決定いたしました。

採択地区につきましては、議員の御質問の中にどうして単独で採択できなかったのかという御質問がございましたが、これにつきましては、県教育委員会より、今年度から本市を含む塩谷地区、南那須地区の3市3町が、塩谷南那須教科書採択地区に指定されており、採択協議会を設け、採択に関する協議を行ってきたところであり、県教育委員会の指定ということでございますので、県教育委員会のほうの指定の基準というのは、人口、生徒数で決められておりますので、あまり小さなところで単独という指定は栃木県の場合にはされておられません。

なお、採択地区の変更につきましては、近年、塩谷地区との教員の人事交流が増加しており、異動後速やかに児童生徒の指導に当たれるように、そのような配慮もあるように聞いております。

今回、さくら市教育委員会が事務局となっておりまして、採択協議会もさくら市を会場として5月、7月の2回、開催されております。採択協議会は、各市町の教育長6名、教育委員の代表2名、各小中学校長の代表2名、保護者代表2名の計12名で構成されております。本市からは教育長及び保護者代表が参加しております。

また、採択に関する諮問機関として、採択地区内の中学校から各教科2名から5名の教員が、採択調査員として各教科の調査研究を依頼しております。調査委員は、2回の調査委員会を開き、7月に開かれた第2回採択協議会で答申を行っております。ただ、2回というと若干少ないというふうに思われると思いますが、この教科書の研究につきましては、県教育委員会のほうが多くの資料を提供している。事前に調査を行って資料を各採択地区におろしているということから、回数的にはこのようなことになっております。

協議会は、その答申を受けまして採択地区としての採択教科書の選定を行いまして、その後、各市町教育委員会で採択決定となっております。

教科用図書、教科書につきましては、先ほど述べました教科用図書採択の基準にのっとり、1教科用図書において取り扱う内容及び範囲が、学習指導要領に示す内容目標に適合している

か。2程度は、その学年の児童生徒の心身の発達段階に適応しているか。また、話題や題材の選択及び取り扱いは学習指導を進める上で適切であるか。3組織・配列・分量は、学習指導を有効に進める上で適切に配列されているか。4誤りや不正確なところはないか。また、一面的見解だけを十分な配慮なく取り上げるようなところはないか。また、文章、挿絵などの表現に冗長、または粗雑なところはないか。5地域の実態に応じる配慮等本書の特徴は何であるかという研究調査の観点に基づいて、調査員会で研究されております。

3市3町の調査員の共同作業による調査研究結果は、情報量が豊富で平準化しております。また、市町教育委員会は、採択協議会の選定結果を遵守し、教科書を採択しなければなりません。したがって、本市教育委員会では、採択協議会から通知された教科書の選定結果並びに選定理由を確認した上で協議し、採択決定となった次第であります。

教科書は、以上の5つの観点に基づき採択されているわけですが、教科書は結局は教科書を教えるのではなくて、教科書を使って教員が指導するということでありますので、教員の資質向上、また、姿勢、考え等につきまして、今後十分に指導をしてまいりたいと思っております。

なお、採択の公平性を期すために調査員の名簿など、一部の情報は非公開となっておりますので、御承知おきいただければと思います。以上、私のほうからのまず教科書採択についての説明を終了させていただきます。

続きまして、2番目の、携帯電話、スマートフォンの小中学生の取り扱いについてお答えさせていただきます。まず、1点目の市としてのルール（条例）づくりについて。2点目の現在抱えているトラブルについて、申しわけありませんが、これにつきましては一括してお答えさせていただきます。

全国的に見ますと、いわゆるインターネットトラブルと言われる案件は、携帯電話が小中高校生に普及しました平成17年のころから急増しているというふうに言われております。トラブルの内容は大きく分けて3つに分類できるかと思えます。

1つ目は、自分自身に関するトラブルであります。俗にネット依存症と言われるもので、メディアを通じたゲームや動画の視聴がやめられない。最近ではラインを夜遅くまでやっているというようなところがございますが、それが原因で昼夜逆転、または成績不振、不登校になったりするというようなものがございます。

2つ目は、他とのかかわりに関するトラブルであります。ネットを介したチェーンメール、ライン上での誹謗中傷、またライン外しなどと言われる仲間外れやいじめ、そして個人情報の無断流出などの案件がございます。

3つ目は、第三者とのかかわりに関するトラブルでございます。知らないうちにあるサイ

トに入り込んだために高額な請求をされたり、なりすまし等による詐欺にあったりと。そのような案件になるかと思えます。

本市では、平成26年7月に小中学生を対象といたしました携帯電話、スマートフォン所持に関するアンケート調査を実施しております。結果につきましては、スマートフォン及び携帯電話の所有について、小学生が19.4%、中学生の41.9%が所有しているという結果になっております。そのうち、いわゆるガラケー携帯電話につきましては、小学生11.8%、スマートフォンが7.6%、中学生がガラケーが10.9%、スマートフォンが31.4%というような内訳になっております。

また、ラインを使用している、SNSというような形になりますが、こういった児童生徒は小学生が6.8%、中学生が33.0%というようなことになっております。他の全国的な調査を見てもほぼ同じような傾向になっております。

また、携帯電話やスマートフォン以外にも、例えばネットを介してゲームやメールのやりとり、ラインを利用できるゲーム機を所持していたり、家庭で自由にパソコンを使える環境にあたりする児童生徒もいるため、今やほとんどの小中学生がネット環境の中で生きている。そのように申しても過言ではないかと思えます。

情報モラルに関します指導につきましては、各学校とも学級活動、児童生徒指導の中で十分取り組んでいる状況ではございますし、さらに児童生徒や保護者を対象としたネットトラブル防止に関する講演会なども実施しております。

子供たちは、ネット上での誹謗中傷、個人情報の無断公開などは、犯罪となることというようなことを学習させておりますけれども、児童生徒に指導内容が十分浸透できていたかというのは若干クエスチョンマークもございますけれども、しかし、多くの生徒に関して指導を徹底しているというふうに考えております。

保護者には、子供に携帯電話、スマートフォンを与えるときにはフィルタリングを施してもらうようお願いしております。これにつきましては、青少年が利用する携帯電話等へのフィルタリングの定着促進を図るため、栃木県青少年健全育成条例が一部改正され、平成24年10月1日より施行されております。

本市では、インターネットを介したトラブルの事案につきましては、学校からの事故報告は昨年1件あり、今年度は現在のところございません。

ただ、表面に出てこない部分で存在しているのではないかということは十分想像できます。

本市といたしましては、現段階では条例として規制することまでは考えておりませんが、引き続き先に述べました指導を継続し、ネットトラブルの防止に努めるよう小中学校にお願いをしているところでございます。

また、塩谷南那須教育事務所が作成しましたノーメディアチャレンジシートを2学期に、間もなくですが、小中学校の児童生徒を対象にして配布をいたしまして、使用時間の制限の自主規制を図らせるような配布物になりますが、そういったものを配布いたしましてテレビ、ゲーム、スマートフォンなどのメディアとつき合うに当たっての意識の高揚を図る取り組みをいたすようになっております。

スマートフォンにつきましては、いじめ、なりすまし等々、負の側面がクローズアップされる傾向がございますけれども、しかしながら、情報収集、伝達面では非常に有効なツールであることは十分これは紛れもない事実でありますので、児童生徒がやはりうまく使いこなせるような、自分の生活を豊かにできるような指導を今後とも徹底して継続してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 御丁寧な答弁とてもありがとうございました。

まず、順を追いまして教科書採択について簡単に質問させていただきます。まず、市長はこの採択された教科書はもう確認されたのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） まだ確認はいたしておりません。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 今度は教育総合会議というもので市長もいろいろ教育に参画できるという法令になっていますので、ぜひ市長も早目に確認いただきますようお願いをいたします。

それと、次に、全国的に、先ほども言いましたが、興味のあるというか、歴史、公民の教科書、この地区は何社から採択したのでしょうか。それぞれお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 数は正確なところ、今、資料ございませんけれども、教科書として文部科学省の検定を受けたもの全ての中から採択ということになります。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 多分歴史が8社で公民が7社だった気がしますが、先ほど教育長の言葉ですね、教科書が教えるのではなくて先生が教科書を教える。その言葉を信じまして、今の日本における自虐的な子供たちが育たないようにお願いをいたしまして、教科書問題は簡単ですが、先に行かせていただきます。

次に、スマートフォンの取り扱いについてでございます。先ほど市内の小中学生の保有率は、聞こうと思っていたら答えていただきましたので、中学生が40%強、小学生が20%ということで保有しているそうです。この質問をしようと思った理由は、先ほど言いましたが、那須



烏山市と那珂川町のPTAの勉強会で、スマートフォンのリスクと利便性という話をいただきました。携帯電話、スマートフォンは利便性がたくさんありますが、多くのリスクがあるということを知らないで使っている子供たちが多いと思っております。

これはまず、市として先ほどルールづくりをお願いします。そうしたら、今、栃木県教育委員会の矢板のところから、ノーメディア何とかという紙ができた。これを配ってとりあえず自主規制をするという形で始まっている形です。まず、始まっていただいて結果を見てからでも遅くはないと思いますので、それについてはよろしくお願いをいたします。

これが一番問題にあるということなのですが、まず1つは、スマートフォンは親が子供に買うということですね。ですから、いじめがあっても何があっても、最後まで買い与えた親が責任を持つのは僕は筋ではないかいつも思っております。学校のトラブルでも最終的には親が買ってあげたということで、親が責任を持つ。先生も大変ですから押しつけられても正直困るところもあると思います。

教育長、目、大丈夫ですか。これ、何と読みますか。今、教育長は「なんで来る」と読みましたね。「なんで来る」、「なにで来る」、二通りの読み方ができるんですね。これ、いじめの始まりの言葉だそうです。どうやって来るのって聞いているのと、なんで来るの。2つの言葉ですね、どうやって来るのと、乗り物のどうやって来るのか、呼んでないのになんで来るの。そういった言葉、簡単ないじめの始まりです。

ですから、こういったことも今スマートフォンの中では簡単ですがトラブルが多くなってございます。このことをネット社会の弊害だと思いますが、我が市民にはこんなことがあってはならないと思います。

佐野市で、4月にネットいじめによる保護者の連続自殺というのがございました。市長、教育長、御存じでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 田代教育長。

○教育長（田代和義） ニュース等というか、これもインターネットなのですが、情報等、教育委員会関係からも流れてまいりましたし、インターネットでも確認させていただいております。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 保護者の中でネットで、先ほど教育長が言っていましたラインで仲間外れにされて、誹謗中傷されて、2人の方が残念ながらお亡くなりになったという4月の事件でございます。

先ほど言いましたように、携帯電話、愛知県の刈谷市というところが2014年4月に、9時以降スマートフォン、携帯電話の利用を禁止したという、これは条例ではございませんが、

そういったルールづくりをしたそうです。それに続いて岡山県、静岡県、福岡市、北九州市、その他広島市、仙台市とかも時間制限をしたということでもあります。

実は、これ、制限した福岡県うきは市立吉井中学校というところで調査をしたそうです。約3割の生徒がぐっすり眠れるようになった。要するにラインの既読を返さないといじめられる。そういったことも含めてぐっすり眠れるようになった。また、4割が学校での友達の会話が増えた。昔だったら考えられないことです。

ぜひこういったラインの使い方、携帯電話のルールづくりを少し試してみても結構でございます。できるだけ早く子供たちのためを思ってよろしく願いいたします。

次に、AEDの質問をさせていただきます。消防が到着するまで全国平均時間8分30秒、AEDがあるなしでは生存率が違うというのは皆さん御存じだと思います。先ほど聞こうと思っていた答弁をいただきましたので、コンビニエンスストアとの連携ということをお願いしようと思ったのですが、これは先に進ませていただきます。

それで、もう一つお願いがあるんですが、今、防災マップがございしますが、防災マップにAEDの地図を重ねてほしいとお願いいたしますがいかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 現在、AEDの設置箇所等については、市の消防本部のホームページ等で公共施設のみは出されている状況です。これでは、土地勘のない方とか、それでは困りますので、先ほど言われました地図に落としたり、これについては、やはりいろいろな公共施設以外で設置されているところも入っていないと、意味がないと思いますので、それらについても調整をさせていただいて、そのようなものができるように、ちょっと仕事を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） よろしく願いをいたします。

次に、AEDについてももう1点ですが、まちうちには公共施設も含めましていっぱい設置してあると思います。ただ、やはり公共施設が多いということで土日は休み、夜間もとれないという可能性もございします。こういった対策はとっているのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 夜間等しまってしまう施設に、公共施設の場合はほとんど設置されている状況でございます。今のような状況について、しっかりと私どものほうでも先ほどの答弁の中で申し上げましたように、24時間体制で対応できる場所はどこかということで、私のほうとしても消防団の詰め所とか車庫、そういうような場所に設置をすれば、やはり近くにそのような公共施設がない。またはAED設置箇所がないというところ、盲点の場所

は私のほうでも大体把握をしておりますので、どういう場所に設置すればいいか。ちょっと皆さんの意見も聞きながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 今、下江川地区を例にとりますと、我々が住んでいる志鳥地区なんかは、今現在は江川小学校に1台あります。次はどこかという、藤田の緑地公園までありません。ですから、消防署から救急車来てもらったほうが早い。それではAEDを使うというか、AEDを使えないというのが現状であります。

自分のうちで1台持っていれば一番いいのですが、そんなわけにもいきませんので、ぜひ市街地ではなく、市街地から離れた場所、正直なところ私のところなんか隣の町のゴルフ場に行ったほうが正直近いと思っています。そういったところもあるので、他市町との連携も含めてよろしく願いをいたします。

最後にこの質問で、先ほど救急救命講習ですか、ここにおられる皆さんは受けられているのでしょうか。市長、代表してお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 課長は大体受けているというふうに理解をいたしております。過日も、日野町で防災訓練を兼ねたまちおこし事業がございましたが、そこでも積極的に市民の皆さん方も参加をしていただいたり、総務課長みずから陣頭指揮で、そのようなAEDの講習をしておりましたので、このメンバーは大体受けているとこのように理解をいただいております。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） それでは、残っている受講していない職員の皆様にも受けていただきますよう、よろしく願いをいたします。

次に、国体について質問をさせていただきます。先ほど答弁の中で、この市がまずアーチェリーを実施できるということになりました。これは、先ほども言いましたが喜ばしいことだと思っております。ただ、先ほども言いましたけど、アーチェリーのルールを知らなければ楽しくありません。ですから、これはアーチェリーのルールと、国体がもうここへ来ること、7年後には実施されるということがわかっているので、今から市民教室とか行っていただければよろしいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 本市が開催会場と内定しましたアーチェリーの競技につきましては、議員のおっしゃいますとおり、あまりなじみのない競技であると思われれます。この中

でも、実際にやったことがある人は少ないかと思います。市民の方への競技の理解を深めていただくためにも、市長答弁書にもありましたように、文武両道推進事業やアーチェリー協会等に協力をいただき、イベント等を開きまして、その辺を視野に入れまして、競技に対する市民への普及推進を進めていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） たしか市役所の職員でアーチェリーが得意な方がおられましたよね、市長いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 那須烏山市のアーチェリーの普及というのは、これはやはり会場になるように、烏山高等学校は極めて有名です。元の烏山女子高からの継承でもって、ことしも国体選手が6人出ているんですね。この前、入賞したという表敬訪問がありましたので、したがって、これは市民の生徒が6人入っておりましたね。男女、女性が多かったのかな。そんなことで国体選手が今、栃木県代表ですからね、ですから、そういったアーチェリーのまちとして、私は非常にアーチェリー競技が盛んであるというふうに考えています。

ただ、私たち市民はそのような認識はあまりないかもしれませんが、そういうところから、今、職員にしていることをございしましたが、日体大で女性の部長を務めた職員もおります。また、旧烏山女子高等学校でキャプテンを務めた職員もおります。2名おります。そのようなところから、この競技が取得できたということは、ぜひ7年後の選手には、国体選手を那須烏山市が出したいものだ、このように考えています。

そのようなところから、先ほど4年生、小学生のお話もいただきましたが、そういった中でこの際、いい機会ですから、アーチェリーの普及に市も全力で市民の皆さん方を啓発させていただいて、アーチェリーの競技というのは私は大変すばらしいんじゃないかと思っていますけれども、そのようなところから、さらに推進方に向けて、全市民でアーチェリーの、国体に向けていい選手が育つように、また、市民全体でおもてなしのお迎えができるような、そういったひとつの環境醸成に全力を尽くしたいなど、このように思っています。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） ぜひ、今、市長からアーチェリー競技のまちにしたいというような答弁があったと思いますので、ぜひこのようにアーチェリーのまち那須烏山にしていいただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

それと、とちぎビクトリープランという28ページにあるものを読ませていただきました。そうしたら、南那須精工株式会社さんが2年前までバドミントンの指定事業所に選ばれていたということが発覚しました。ぜひこういうところにも支援をいただきますよう、今もバドミン

トン、きのうホームページやいろいろ調べてみたら、今も栃木県ではトップレベルにあるということです。ぜひ2022年まで待たなくても結構ですので、どんどんそれまでの国体でもオリンピックにも出ていただけるような支援はお願いをいたします。

最後の質問に移らせていただきます。市庁舎の問題でございます。午前中に久保居先輩が質問させていただいて、聞いていて疑問に思ったところ等々をちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず、合併10周年が経過する中、当初の分庁方式が今なお継続している状況は非常に問題があると私は感じております。先ほど市長から既存の公共施設を有効利用した暫定運用を図りながら、本庁舎の整備のあり方を検討するという答弁がございました。

既存の公共施設の中には、既存の烏山庁舎、南那須庁舎も含まれていると考えますが、私は両庁舎の耐震化を実施し、暫定運用期間を長期化することは、また結論を先送りにしているような気がしてなりません。本市のシンボルとなる新本庁舎の整備を早急に実施すべきと考えますが、いま一度本庁舎の整備について市長の決意を聞かせてください。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど久保居議員にもお答えいたしました。確かにこのまちづくりの中核機能でありまして、住民のサービスの向上や、あるいは防災拠点、あるいは職員の一体感の醸成とか意欲の醸成に本庁舎はつながることはかくも承知であります。したがって、合併10年ということでございますが、諸般の事情によりまして、やはり10年は経過をいたしました。

そういう中で、今、先ほど申し上げましたように、庁舎は那須烏山市のシンボルということでございますから、暫定的な期間を、暫定的な本庁機能のことはやはりある一定の期間にとどめて、やはり10年後の合併20周年を記念すべく、今から10年後の新庁舎建設を目途に今、検討を進めている。そういった答弁をさせていただきました。

したがって、その間、どうするんだということになりますから、このことについては暫定期間はできるだけ狭めながら、現庁舎を活用する本庁機能でその間はちょっと我慢する。そういうスタンスで考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） それでは、先ほどの久保居先輩のときに言いましたけど、10年後、市制20年には、必ず遅くても建つということでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） そのように御理解をいただければよろしいと思っております。そのような答弁をさせていただきました。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） その庁舎は10年後という、まずその根拠、確固たるものを示してください。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 問題は1つ、財源にあります。あと庁舎の位置ということがございます。庁舎の財源は一般財源そのものでございますから、やはりそれに対する基金を創設をしなければなりません。したがって、その基金も今、公共施設の基金ということで積み立てていただいておりますが、そういった今の基金にさらに積み立てながら、バランスをとりながら、一部合併特例債も活用しながら、10年後に建設をする。そういった財政計画からのやはり期間だと御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） ということは、あと10年間は基本的には分庁方式を継続していくのか。それとも、ある場所を借りて本庁方式にしていくのか。これはどちらでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この今ある施設を活用するというのは当然でございますから、こういう中で、組織の再編整備計画の中ででき得る、今、課が2つまたがっている。そういった課もございまして、極力そういったものを一元化を図りながら、本庁機能にできるだけ準ずるような体制を暫定期間の中で努めていきたいという考えであります。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 今、この南那須庁舎も耐震化がされていません。もちろん烏山庁舎もされていません。ただいま東日本大震災のような地震が発生しました。そのようなとき、これは今までやっていなかったということで首都直下型地震なんかも想定されますが、そのときの責任は市長、おとりになるのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 耐震の問題は確かに未耐震ということでございますが、投資額が、こういった庁舎を使うということになると未耐震はやはり早急な課題でございますから、速やかにあるべく耐震は未耐震の施設にはすぐ施策を講じなければならないと思っています。

責任云々のことについては、これは当然今までもこういった分庁方式というのは、いわばこれは本庁分散方式であります。例えば栃木市のように、本庁舎ということでつくりましたけれども、あそこは合併の各市庁に各総合支所を置いております。ですから、総務課もどこにでもあるというようなことございますから、そういったのがやはり本庁、総合支所方式ということであるんですが、うちの場合は今の庁舎の位置は烏山庁舎なんですよ。ただ、それが4つの

庁舎に分かれているというような扱いでございますから、そういう意味で、できる限りそれを庁舎を暫定期間であっても、少ない庁舎にやはりまとめていく。そういったところが暫定期間の対応だと。このように考えています。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 先ほどあともう1点、答弁の中でまちづくりのランドデザイン、これはいつお示しいただけるのでしょうか。もう策定に多分入っていると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） グランドデザイン等についても、今、議員の各位に意見を聞くべく、その原案をいろいろと担当課で策定をいたしています。庁舎問題もそうでございますけれども、議員各位についても、いろいろと庁舎の問題については御意見等があると思います。ランドデザインについてもそうだと思います。そのようなところから、この庁舎問題に限らず、ランドデザインの原案はお示しをいたしますが、いろいろと意見を聞く機会を私は設けたいと思っています。そのようなところの原案は今、作成中でございます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 震災等々いろいろありましたが、1丁目1番地、そろそろ先ほどお示しいただいたように、覚悟を決めて、ぜひよろしく願いいたします。

最後に、フットボールセンターの整備構想についてお聞きいたします。先ほどの答弁では、参画するような、参画しないような感じだったんですが、どちらなんでしょうか、これは。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今まで矢板市初め新聞等に掲載しておりますが、9市町が説明を聞くといえますか、担当者が来庁いたしまして、先方のほうから詳しい説明を聞いておりますので、そのことについては生涯学習課長から今、報告をさせたいと思います。今、9市町がそういった説明を聞いているということでございますので、もちろん財政負担も当然あるわけでございますから、そういったところも含めながら、やはり今、説明を聞いている段階でございますので、まだその参加云々の意向は判断をいたしておりません。

ですから、その説明状況については、生涯学習課長から報告をさせたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 命によりまして、フットボールセンター関係の説明を先日受けましたので、その内容について一部報告をさせていただきたいと思います。

今回、滝口議員のほうから通告を受けまして、県のサッカー協会のほうに連絡をとらせていただきました。8月27日に星野事務局長がお見えになりまして、概要のほうを伺わせていた

だきました。現在、那須塩原市、矢板市、さくら市、高根沢町、那須烏山市、鹿沼市、宇都宮市、壬生町、小山市の9市町のほうに既に説明に伺ったそうでございます。

用地につきましては、公共用地を優先対象としておりまして、取得費のかからないところを今回、条件として出しているそうでございます。ランク的にはAランクが3万9,000平米ということで、Dランクまであるんですけど、今回、できればAランクのほうを希望してほしいという話になっております。

規模といたしましては、人口芝、ナイター設備が1基、あと人口芝のグラウンドが1面、天然芝の全部で3面のコート、プラスチックハウス500平米程度のもの。あと、駐車場200台収容のもの。あと供用スペース、全部含めまして3万9,000平米程度がAランクでございます。

事業費につきましては、おおよそ見積もりで5億円程度かかるそうでございます。ただし、建設時期とかそのほかがありますので、若干1億円、2億円の移動はあるかもしれないというお話でした。

実質的に確実に費用的に決まっているのが、JFA関係の施設整備費補助金1億円と、あと県のサッカー協会から出る1,000万円でございます。そのほか建設に伴います土地の補助金、これはちょっとまだ確定はしていないんですけど、おおよそ大体半額程度が補助金とかで出る形になるかと思われまます。

完成後は自治体に全て寄贈されるそうでございます。維持管理費につきましても各市町のほうで管理していくような形になるそうでございます。ただし、こちらのほうの施設のナイター設備のついてるところにつきましては、県の協会のほうで優先使用するというのが条件でついております。ただし、平日の昼間につきましては、市町のほうで管理していいという話になっております。

実質的には9月22日の理事会に諮りまして、そちらのほうから、今度、県のサッカー協会のほうから各市町のほうに質問書が来まして、提案書のほうを各市町のほうで希望するところが出すという形で、決定のほうは12月から1月にかけての理事会で決定するという形になっております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 総額約5億円から7億円かかるという計算でよろしいのでしょうか。

それで、1億円1,000万円が補助金が決まっていて、あとの何か違う補助金、t o t oの補助金が1億4,000万円ぐらいあるということで、2億5,000万円、半額ぐらいが大体補助金という形でよろしいんですね。了解しました。



私が初めて聞いたときは、これはワンフィールドにつき1億円出ると思っていたので4億円ぐらい出ると思っていたので、ちょっと私も質問したのは失敗かなとも今ちょっとと思いますが、市内には遊休用地はいっぱいあると思いますので、ぜひ名乗りを上げたときには、ほかの市に負けないようぜひよろしく願いいたします。ぜひ誘致をお願いをして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤昇市） 以上で、3番滝口貴史議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（佐藤昇市） 以上で、本日の日程は全部終いたしました。次の本会議は明日午前10時に開きます。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

[午後 4時35分散会]